

弘前市特別職報酬等審議会資料

平成29年度第1回審議会
(平成29年12月15日)

弘前市経営戦略部人材育成課

目 次

資料 No.

- 1 県内経済情勢報告（平成29年10月）…………… 1
- 2 平成28年産りんご販売額について…………… 5
- 3 りんご生産情報第14号（最終）…………… 7
- 4 平成29年産水稻の作付面積及び9月15日現在における…………… 8
作柄概況（青森）
- 5 財政力指数に関する調…………… 9
- 6 広報ひろさき（平成29年4月1日号）…………… 10
- 7 広報ひろさき（平成29年12月1日号）…………… 11
- 8 住民基本台帳人口の推移（S53年～H29年）…………… 12
- 9 平成27年度弘前市特別職報酬等審議会答申書（写）…………… 13
- 10 平成17年度以降の審議会での特別職の給料・報酬の…………… 19
改定の考え方
- 11 特別職・指定職国家公務員、議員等の俸給（歳費）の状況…………… 20
- 12 弘前市特別職の給料・報酬額…………… 21
- 13 旧三市特別職給料・報酬支給割合調書…………… 22
- 14 特別職の給料・報酬月額推移に関する調…………… 23
- 15 一般職の給与改定の推移に関する調…………… 24
- 16 市長・副市長の給料に関する調…………… 25
- 17 平成28年度市長・副市長活動状況…………… 30
- 18 市議会議員の報酬に関する調…………… 31
- 19 市議会議員の議会活動状況…………… 38
- 20 市議会議員の政務活動費について…………… 42
- 21 旧三市市長・副市長退職手当支給割合調書…………… 45

22	市長・副市長の退職手当の推移に関する調	4 6
23	市長・副市長の退職手当に関する調	4 7
24	改定の実施時期について	5 2
25	弘前市特別職の職員の給料等に関する条例	5 3
26	弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例	5 5
27	弘前市特別職の職員の退職手当支給条例	5 8



県内経済情勢報告

平成29年10月

財務省東北財務局青森財務事務所

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、緩やかに持ち直している」

項目	前回 (29年7月判断)	今回 (29年10月判断)	前回比較
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→

(注) 29年10月判断は、前回7月判断以降、10月に入ってから足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、百貨店・スーパー販売額が前年並みとなっているほか、乗用車販売が前年を上回っていることなどから、緩やかに持ち直している。生産活動は、電子部品・デバイスが高水準となっているほか、食料品が堅調となっていることなどから、持ち直しつつある。雇用情勢は改善している。

【各項目の判断】

項目	前回 (29年7月判断)	今回 (29年10月判断)	前回比較
個人消費	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	→
雇用情勢	改善している	改善している	→
設備投資	29年度は増加見通し	29年度は増加見通し	→
企業収益	29年度は減益見通し	29年度は増益見通し	↗
企業の景況感	「下降」超幅が縮小	「下降」超幅が縮小	→
住宅建設	前年を上回っている	前年を下回っている	↘
公共事業	前年度を下回っている	前年度を上回っている	↗

【先行き】

先行きについては、海外経済の不確実性に注視する必要がある。

2. 各論

個人消費 …緩やかに持ち直している

百貨店・スーパー販売額は、衣料品で低調となっているものの、飲食料品で総菜等が堅調となっていることから、全体としては前年並みとなっている。

ホームセンター販売は、レジャー用品等で低調となっているものの、園芸用品等で堅調となっている。

コンビニエンスストア販売は、米飯類等で低調となっているものの、カウンターフーズ等で順調となっている。

家電販売は、冷蔵庫やテレビで順調に推移している。

乗用車販売(新車登録・届出台数)は、新型車効果等から、前年を上回っている。

旅行は、海外の一部で動きがみられるものの、国内で伸び悩んでいる。

このように、個人消費は、緩やかに持ち直している。

生産活動 …持ち直しつつある

電子部品・デバイスは、モバイル関連向けで受注が増加していることに加え、自動車向けが順調なことから、高水準となっている。

業務用機械は、医療用器械向けで堅調となっているほか、事務機械向けで海外需要に動きがみられることから、緩やかに増加している。

パルプ・紙・紙加工品は、段ボールで農作物向けが増加しているものの、洋紙で国内需要が減少していることから、おおむね横ばいの状況にある。

鉄鋼は、铸件で海外向けが順調となっているものの、フェロニッケルで依然として低水準となっていることから、減少している。

食料品は、水産加工で原材料不足から生産調整を行っているものの、りんごジュースで需要が増加していることなどから、堅調となっている。

このように、生産は、持ち直しつつある。

雇用情勢 …改善している

有効求人倍率は、上昇している。

新規求人数は、前年を上回っている。

新規求職者数は、前年を下回っている。

雇用保険受給者実人員は、前年を下回っている。

このように、雇用情勢は、改善している。

設備投資 … 29年度は増加見通し

法人企業景気予測調査(29年7-9月期調査)で見ると、29年度は、製造業、非製造業とも増加見通しとなっている。

企業収益 … 29年度は増益見通し

法人企業景気予測調査(29年7-9月期調査)で見ると、29年度は、製造業、非製造業とも増益見通しとなっている。

企業の景況感 … 「下降」超幅が縮小

法人企業景況予測調査（29年7-9月期調査）の企業の景況判断BSIでみると、全産業では「下降」超幅が縮小している。

業種別にみると、製造業は「上昇」超幅が拡大しており、非製造業は「下降」超幅が拡大している。

先行きは、全産業では29年10~12月期に「上昇」超に転じ、30年1~3月期に「下降」超に転じる見通しとなっている。

住宅建設（新設住宅着工戸数） … 前年を下回っている

新設住宅着工戸数でみると、持家、貸家で前年を下回っていることから、全体としては前年を下回っている。

公共事業（前払金保証請負金額（累計）） … 前年度を上回っている

前払金保証請負金額（平成29年度4月~9月累計）でみると、「市町村」、「独立行政法人等」で減少しているものの、「県」で増加していることから、全体としては前年度を上回っている。

〈その他項目〉

消費者物価（生鮮食品を除く総合） … 前年を上回っている

金融 … 貸出金残高は前年を上回っている

企業倒産 … 件数は前年を下回っており、負債総額は前年を上回っている

3. 県内の経済情勢に関する地域の声

個人消費

○婦人衣料は、消費者の節約志向により低調が続いているものの、気温の低下により、秋物に早めの動き出しがみられる。

（百貨店）

○例年に比べ気温が上がらず、キャンプ用品や花火等の夏物商品が低調であった。

（ホームセンター）

○人気車種のモデルチェンジにより、小型車や軽自動車を受注が増加している。

（自動車販売店）

生産活動

○モバイル関連向けで取引先の新製品需要により、受注が増加していることに加え、自動車向けが順調に推移している。

（電子部品・デバイス）

○新興国向けの持ち直しや在庫調整の進捗により、海外向けを中心に生産量が増加している。

（業務用機械）

○市場価格の低迷などから、計画を見直し、生産量を更に抑制している。

（鉄鋼）



平成 29 年 9 月 27 日
青森県農林水産部

平成 28 年産りんご販売額について

平成 28 年産の県産りんごは、昨年 8 月から本年 1 月まで、他果実の市場入荷量が少なく、県産りんごの引き合いが強まって高値となった。その後、果実全体の入荷量が安定した上に、県産りんごの数量も多かったことなどから安値となった。

こうしたことから、平成 28 年産りんごの販売額は、前半の高値と、後半が安値であったものの、販売量が多かったことから、3 年連続で 1,000 億円の大台を超え、約 1,028 億円（前年対比 94 パーセント、5 か年平均対比 110 パーセント）となった。

- 1 仕向先別販売額では、
 - (1) 県外販売が約 957 億円(前年対比 93 パーセント、5 か年平均対比 110 パーセント)
 - (2) 県内販売が約 44 億円(前年対比 102 パーセント、5 か年平均対比 124 パーセント)
 - (3) 加工仕向が約 28 億円(前年対比 100 パーセント、5 か年平均対比 104 パーセント)
- 2 販売数量は約 42 万トン(前年対比 97 パーセント、5 か年平均対比 113 パーセント)

<青森りんごの販売額>

(単位：百万円、トン、円/kg、%)

区分		平成28年産	平成27年産	対比	5か年平均	対比
県外販売	金額	95,661	102,703	93	86,904	110
	数量	307,237	312,054	98	276,374	111
	価格	311	329	95	314	99
県内販売	金額	4,363	4,285	102	3,508	124
	数量	20,687	21,580	96	19,344	107
	価格	211	199	106	181	116
加工仕向	金額	2,801	2,811	100	2,688	104
	数量	93,490	102,098	92	78,705	119
	価格	30	28	107	34	88
合計	金額	102,825	109,799	94	93,099	110
	数量	421,414	435,732	97	374,423	113
	価格	244	252	97	249	98

※ 5 か年平均は、平成23年産から平成27年産の平均である。
端数処理のため、合計と内訳は一致しない場合がある。

<参考>

青森りんごの販売額の推移

(単位：百万円、トン、円/kg)

区分	販売金額		販売数量		平均単価	
		うち県外		うち県外		うち県外
平成 元年産	⑤ 109,285	96,860	469,025	319,667	233	303
2年産	① 118,019	109,442	484,800	326,590	243	335
3年産	⑥ 108,445	97,941	447,085	212,637	243	461
4年産	② 115,078	106,265	508,687	352,837	226	301
5年産	97,565	90,093	460,231	329,086	201	274
6年産	③ 110,875	105,436	452,604	325,361	245	324
7年産	⑩ 100,197	91,947	436,070	311,900	230	295
8年産	94,397	87,335	416,764	306,801	226	285
9年産	76,014	70,909	444,653	304,425	171	233
10年産	⑦ 104,699	100,270	408,452	295,196	256	340
11年産	88,696	83,943	414,071	297,874	214	282
12年産	88,059	81,237	355,576	248,653	248	327
13年産	77,660	72,976	462,061	326,967	168	223
14年産	75,854	72,455	434,949	316,692	174	229
15年産	79,725	75,192	367,170	282,412	217	266
16年産	90,296	84,102	373,505	267,724	242	314
17年産	77,353	71,944	356,465	270,487	217	266
18年産	91,052	85,145	386,540	294,887	236	289
19年産	91,385	84,740	404,491	297,834	226	285
20年産	78,400	73,169	451,216	312,042	174	234
21年産	77,002	73,195	373,872	288,061	206	254
22年産	83,307	78,469	386,862	297,427	215	264
23年産	82,994	77,017	288,287	215,428	288	358
24年産	78,652	72,746	387,705	274,892	203	265
25年産	90,303	84,390	349,944	269,001	258	314
26年産	⑧ 103,749	97,664	410,445	310,493	253	315
27年産	④ 109,799	102,703	435,732	312,054	252	329
28年産	⑨ 102,825	95,661	421,414	307,237	244	311

※ ○内は順位



決め手は、青森県産。

りんご生産情報第14号（最終）



平成29年11月8日発表

青森県「攻めの農林水産業」推進本部

糖度高く、着色良く、ふじの仕上がり良好！

収穫は11月12日頃まで！！

黒星病の被害落葉処理の徹底を!!!

野ネズミ・雪害対策は万全に!!!!

I 要約

無袋ふじは、糖度が高く、着色も良く、仕上がりは良好である。

本年は、収穫が遅れると内部褐変の発生が懸念されることや、つる割れが見られてきているので、11月12日頃までに収穫を終える。

収穫の際は、果実に泥が付着しないように注意するなど果実疫病対策に万全を期す。

つる割れ等の障害果は、山選果を徹底し、出荷先の選果基準に基づき分別して出荷する。

黒星病の被害落葉は翌年の伝染源となるので、積雪前又は消雪後にかき集めて処分する。

野ネズミ対策、雪害対策など冬越しの作業を手落ちなく進める。

マメコバチの増殖を図るため、新しい巣筒の準備やコナダニの駆除など冬場の飼養管理を適切に行う。

平成29年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況(青森)

— 10a 当たり予想収量は593kg (前年産に比べ11kg減少) の見込み —

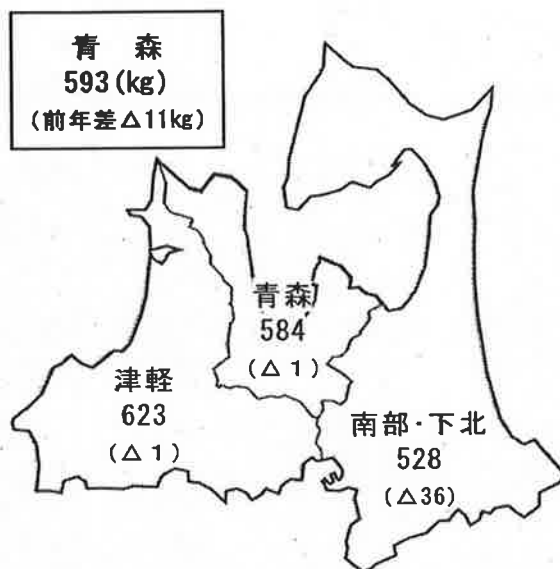
- 1 平成29年産水稻の作付面積(青刈り面積を含む。)は5万500haとなり、前年産に比べ200haの減少が見込まれる。

なお、主食用作付見込面積は3万8,000haとなり、前年産に比べ1,200haの増加が見込まれる。

- 2 9月15日現在における水稻の10a 当たり予想収量は593kgとなり、前年産に比べ11kgの減少が見込まれる。

これは、全もみ数(穂数×1穂当たりもみ数)は平年に比べ「多い」となったものの、登熟(開花、受精から成熟期までのもみの肥大、充実)が8月の低温・日照不足の影響により、「不良」と見込まれることによる。

作柄表示地帯別10a 当たり予想収量
(9月15日現在)



注: () 内のΔは、前年産に比べ減少していることを示している。

- 3 主食用作付見込面積に10a 当たり予想収量を乗じた予想収穫量(主食用)は22万5,300tとなり、前年産に比べ3,000tの増加が見込まれる。

- 主食用作付見込面積とは、水稻作付面積(青刈り面積を含む。)から、生産数量目標の外数として取り扱う米穀等(備蓄米、加工用米、新規需要米等)の作付面積(平成29年9月15日現在)を除いた面積(見込み)である。
- 10a 当たり予想収量及び予想収穫量は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である。
- この作柄は、その後の気象が平年並みに推移するものとして予測を行った。したがって、今後の気象条件により作柄は変動することがある。

財政力指数に関する調

・県内10市

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	財政力指数	ラスパイレス指数	ラスパイレス指数 順位
1	青森県	八戸市	233,070	0.65	99.3	1
2	青森県	青森市	287,800	0.54	98.9	2
3	青森県	弘前市	174,134	0.48	94.6	6
4	青森県	三沢市	39,847	0.48	93.4	8
5	青森県	十和田市	62,501	0.41	96.6	4
6	青森県	むつ市	59,269	0.38	92.7	9
7	青森県	黒石市	34,341	0.34	88.8	10
8	青森県	五所川原市	56,148	0.32	97.8	3
9	青森県	平川市	31,908	0.28	93.7	7
10	青森県	つがる市	33,468	0.23	95.5	5

・県外他都市(東北人口上位・類似団体)

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	財政力指数	ラスパイレス指数	ラスパイレス指数 順位
1	東京都	調布市	230,865	1.25	101.3	9
2	東京都	三鷹市	185,725	1.13	99.8	16
3	東京都	立川市	182,092	1.12	99.4	19
4	千葉県	市原市	278,587	1.00	101.5	7
5	東京都	町田市	429,114	0.98	100.9	12
6	東京都	小平市	189,955	0.98	100.4	15
7	東京都	日野市	183,985	0.96	98.5	22
8	宮城県	仙台市	1,053,717	0.89	103.1	2
9	東京都	西東京市	196,122	0.89	99.7	17
10	三重県	鈴鹿市	200,151	0.87	101.3	9
11	広島県	東広島市	185,147	0.81	101.4	8
12	福島県	郡山市	334,702	0.79	101.8	4
13	京都府	宇治市	188,457	0.76	103.7	1
14	山形県	山形市	248,047	0.74	101.6	5
15	福島県	福島市	282,184	0.73	102.4	3
16	福島県	いわき市	346,119	0.72	101.6	5
17	秋田県	秋田市	310,906	0.66	99.6	18
18	福島県	会津若松市	120,665	0.61	100.9	12
19	北海道	帯広市	167,560	0.56	100.5	14
20	島根県	出雲市	174,724	0.52	95.8	26
21	宮崎県	都城市	166,152	0.52	98.6	21
22	宮城県	大崎市	132,878	0.51	97.4	25
23	青森県	弘前市	174,134	0.48	94.6	27
24	山形県	酒田市	105,045	0.47	98.3	23
25	岩手県	奥州市	119,502	0.42	98.7	20
26	山形県	鶴岡市	129,323	0.42	101.0	11
27	岩手県	一関市	120,028	0.37	97.7	24

※財政力指数とは、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、この指数が「1」を超える団体には、普通交付税が交付されない。

※ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の平均給与額を、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与を“100”とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数である。

特集

施政方針と予算



平成29年第1回市議会定例会の初日(2月17日)、葛西市長は施政方針演説を行い、新たな年度に向けた決意とともに、市が今後1年間目指していく方向を示しました。

今号では、この「施政方針」と、市議会定例会で議決された各会計予算や主な事業などを紹介します。

私は、市長就任以来、ファシリティマネジメントに取り組み、公共施設に係る維持管理費を大幅に削減したほか、アウトソーシングや包括業務委託により財政面で大きな果実を生み出してきました。さらに、市民の活力と誇りの復活を第一に考え、弘前城天守の曳屋という公共事業をイベントにデザインするなど、創意工夫を凝らした様々な取組みが県内外、さらには国外からも高い評価を受け、このことで市民が自信を持ち、弘前への愛着や誇りが高まり、そして市民自らが地域で活動することにより、地域力・市民力が上がったものと考えております。

今年は当市の最上位計画である「弘前市経営計画」の最終年度となることから、4年間の集大成として、戦略的な取組みはもとより、市民生活に寄り添った取組みや、経済の活性化につながる未来に向けた取組みを、「オール弘前」体制で連携させることで、「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」につながり、そして地方創生の全国の実進モデルとなるよう実施していきます。また、予算編成に当たっては、経営計画に掲げる目標を着実に達成す

るための施策へ優先的・重点的に予算を配分し、そのなかでも、最重要課題である人口減少対策をさらに強化するため、市民生活の質の向上を図ることに重点的に取り組むことといたしました。今後も市民サービスの向上を行いつつも、中長期的な視点に立ちながら持続可能な健全財政の運営に努めます。

私は、地域に根差した風土、文化などと多様性による経済成長を促すとともに、真の豊かさにより、市民が笑顔で、楽しむことができる感性価値の向上を進めます。そして、常に市民の幸せと、「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」の20年後の未来を願い、地域に活力を生み、持続可能な社会の創生に向けて、スピード感と発想力、そして決断力を持って、次代の子どもたちが夢を持てるような将来展望を市民に示しながら、市政運営を行ってまいります。

※「平成29年度施政方針及び予算大綱」を要約・抜粋しました。

平成29年度予算

～「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」の実現に向けて～



平成29年第1回市議会定例会(3月16日閉会)において、平成29年度予算が議決されました。ここからは各会計の予算について紹介します。

■問い合わせ先 財務政策課(☎35・1110)

平成29年度の一般会計予算の総額は、778億4,000万円で、前年度予算と比較して、26億2,000万円、3.3%の減となりました。

平成29年度予算では、弘前市の最上位計画である「弘前市経営計画」に基づき、弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策をはじめとした重要課題に対する施策に優先的に予算を配分しており、将来都市像である「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」の実現にむけた取り組みを推進しています。

健全財政を保持

平成29年度は、庁舎増改築事業や弘前市運動公園防災拠点化事業などの大規模建設事業が事業完了に向かってピークを過ぎ、事業費が大きく減となったことなどにより、前年度と比べて予算が減額となりました。また、普通交付税が人口減や合併算定替特例措置の段階的削減などにより減少していますが、事業の検証と見直しによる「選択と集中」を図るとともに、有利な財源を積極的に活用するなどして、健全財政の保持に努めています。

なお、今後の財政状況を推計している「弘前市中長期財政計画」においても、将来にわたって健全な財政状況を保持しており、引き続き安定的に行政サービスを提供できる見込みとなっています。

平成28年度の決算を踏まえ、市の財政状況を過去7年間の状況と比較してお伝えします!



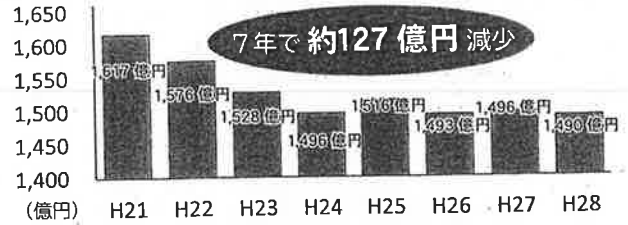
過去7年間で見る財政状況

市債残高

借金は減っています!



市債とは市の借金であり、一般・特別・企業会計の市債残高の合計は、年々減少傾向にあります。この7年間では約127億円減少しました。

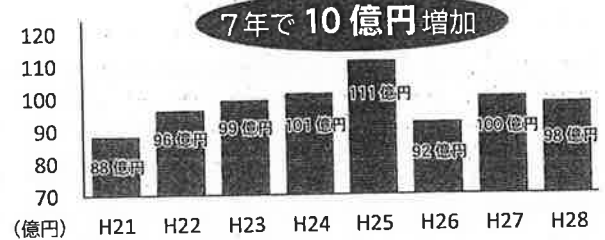


基金残高

貯金は増えています!



基金とは、特定の目的に応じて効率的に資金を運用するために設置している市の貯金です。平成26年度は国からの交付金を原資とする基金を全額取り崩したことにより減少しましたが、この7年間では約10億円増加しました。



健全化判断比率 (財政は健全な水準を維持しています)

(%)

	平成28年度指標	平成27年度指標	財政健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	11.40	20.00
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	16.40	30.00
実質公債費比率	8.5	8.6	25.00	35.00
将来負担比率	53.0	51.6	350.00	設定なし

各指標の基準をサッカーに例えると、イエローカードに相当するのが「財政健全化基準」、レッドカードに相当するのが「財政再生基準」です。



実質赤字比率…一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの

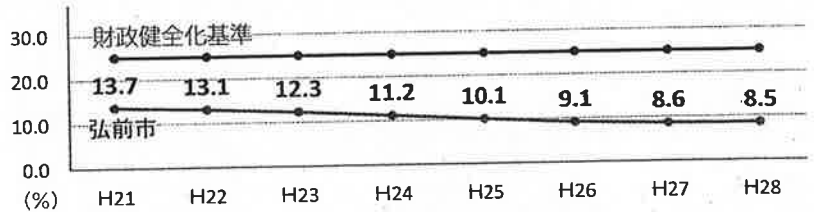
連結実質赤字比率…一般会計、特別会計、企業会計のすべてを合計した赤字の程度を示すもの

実質公債費比率…一般会計の借入金(地方債)の返済額の割合を表し、資金繰りの危険度を示すもの

将来負担比率…将来支払うことになる可能性のある負担等の現時点での程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

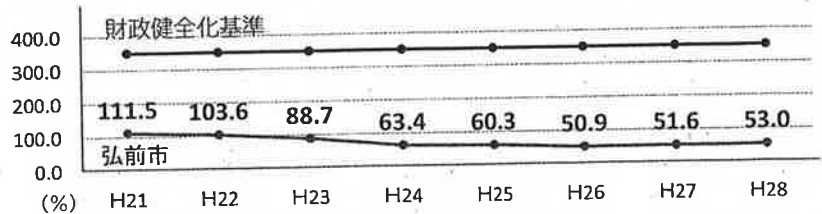
実質公債費比率

資金繰りの危険度を示す実質公債費率はこの7年間で8.5%まで下がっています。



将来負担比率

将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率はこの7年間で53.0%まで下がっています。



これからの財政

今後、市では人口の減少が見込まれ、それにより、市税や地方交付税などの収入は減少していきます。また、高齢化による影響で医療費などの支出は増加していくことが考えられます。厳しい状況が続きますが、引き続き健全な財政を維持していくため、右記のことに取り組みます。

歳入の確保

国の補助金など、有利な財源を積極的に活用して事業執行に努めます。

ファシリティマネジメントの推進

総合的・長期的観点から、コストと便益の最適化を図りながら、財産の適正管理・活用に努めます。

経常経費の節減

事務の見直しや効率化を図り、経常経費の節減に努めます。

住民基本台帳人口の推移(S53年～H29年)

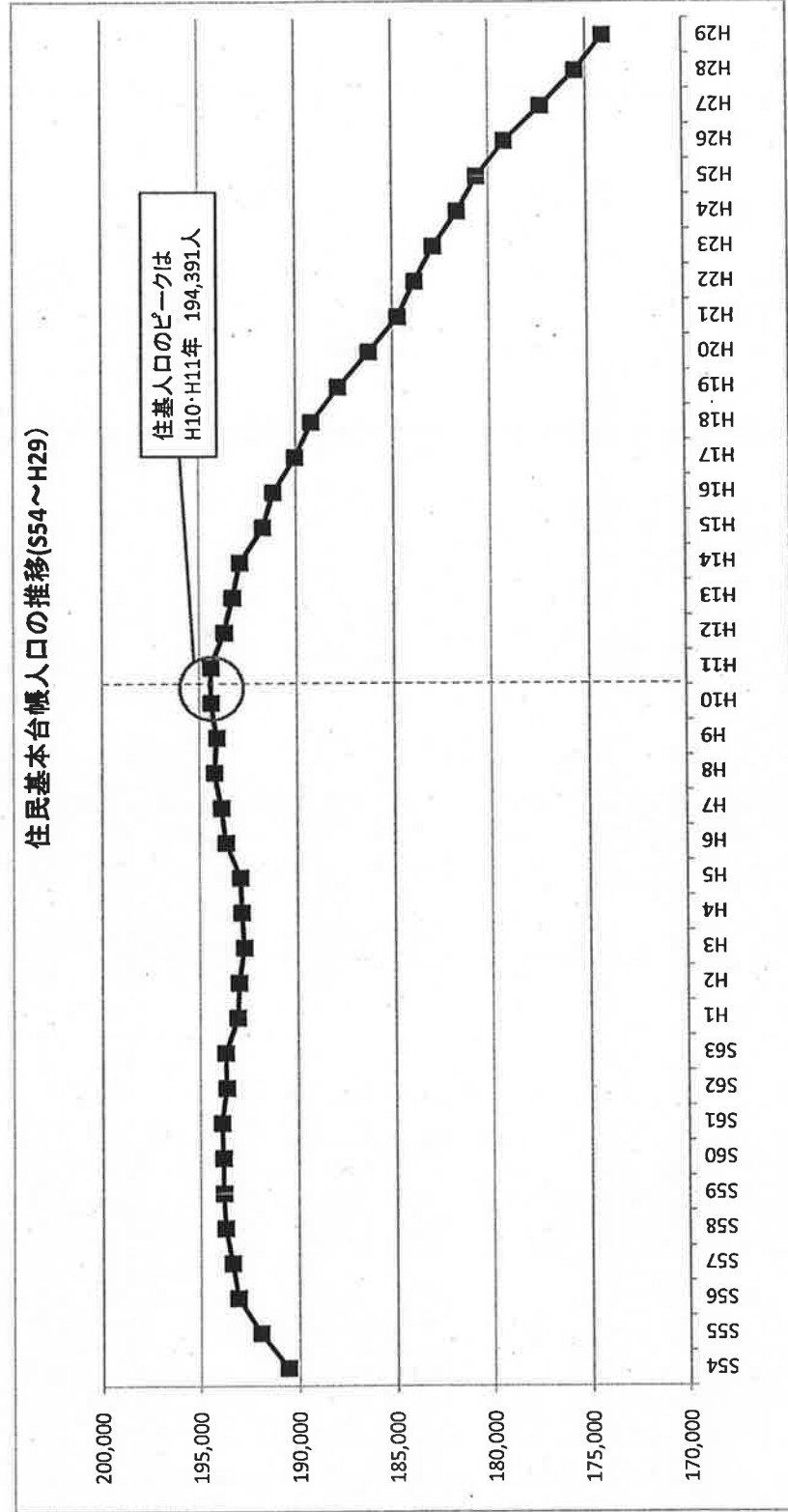
	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
住民人口	190,566	191,965	193,115	193,399	193,741	193,829	193,849	193,910	193,666	193,713	193,095	193,017	192,751	192,876	192,933	193,650	193,878	194,227	194,104	194,391

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
住民人口	194,391	193,703	193,272	192,901	191,717	191,167	190,038	189,204	187,821	186,209	184,719	183,834	182,884	181,622	180,607	179,187	177,312	175,545	174,134

※H26年以前までは3月末日、H27以降は4月1日の数値となっている。

※平成18年2月27日に弘前市、岩木町、相馬村の3市町村が合併。

それ以前の数値は市町村の数値を合算している。



平成27年11月16日

弘前市長 葛西 憲之 様

弘前市特別職報酬等審議会

会長 日景 弥生



弘前市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の
給料の額及び退職手当の額の適否について（答申）

平成27年9月29日付けで諮問を受けた標記について、下記のと
おり答申する。

記

1 審議の概要

本審議会は、平成27年9月29日に設置され、弘前市附属機関設置条例第4条の規定に基づき、市長から「弘前市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額及び退職手当の額の適否について」の諮問を受けた。

現行の特別職の給料月額及び議員報酬の額は、平成25年の審議会の答申に基づいて、同年9月弘前市議会定例会で改定案が議決され、同年10月から適用されたものである。

また、市長及び副市長の退職手当の額の算出に用いる割合について

は、市町村合併前の旧弘前市において、平成15年の審議会での答申に基づき、同年12月弘前市議会定例会で改定案が議決され、平成16年1月に改定が行われているものである。

審議は、公共的団体及び各種団体等の代表者、学識経験者に加え、公募委員も参加し、計4回にわたる審議会を開催し、慎重かつ率直な意見交換を行い、公正な立場を堅持して総合的見地から判断を下すよう努力し、この度の結論を得た。

2 報酬等の額の改定の適否

議員報酬及び市長・副市長の給料については、厳しい社会・経済情勢を背景に、一般職の給与の減額傾向が続いていたこともあり、平成11年をピークに引き下げ改定が行われてきている。

本市を取り巻く状況を見ると、本年は、景気の停滞期を経て県内経済は緩やかに持ち直しの傾向が見受けられ、また、本市基幹産業である農業の稲作・りんごについても、生育状況が順調との見通しとなっている。

次に、今後の財政状況を推計している弘前市中期財政計画においては、将来にわたって健全な財政状況を保持し、引き続き安定的に行政サービスを提供できる見込みとなっている。

一方、一般職の国家公務員の給与については、本年8月6日に月例給及び勤勉手当の引き上げを骨子とする人事院勧告が出された。また、一般職の県職員の給与については、本年10月9日に国の人事院勧告に準じ、県の人事委員会勧告がなされたところである。これらを受け、本市の一般職においても、国及び県に準拠した改定が見込まれ、これまでの引き下げ基調からの転換を期待させる要素が見受けられる。

このような諸般の事情を考慮しつつ、市税決算額、基金残高、財政力指数などによる当市の財政状況のほか、特別職の活動状況、県内他市や全国類似都市の動向、さらには、市民感情も勘案し、その報酬等の額について慎重に審議した。その過程で様々な意見が出されたが、多数決により市長及び副市長の給料については引き上げ、議員報酬については据え置きとすることに決し、市長、副市長の退職手当の支給割合については委員の総意により据え置きとすることに決したところである。

3 市長及び副市長の給料

市長及び副市長の給料については、他の自治体、特に県及び県内旧三市における二役の給料や弘前大学の学長の俸給及び年収並びに国家公務員指定職の給与水準とのバランスも踏まえながら審議した。

その中で、地域経済はまだ厳しい側面もあり、市は健全財政を保持しつつも横ばい傾向であることから、据え置きの意見があったものの、市政の重責を担う者として現在の職務内容や活動日数の状況、さらには、長年減額改定が続いてきた中で、給料を上げることにより、当市全体の賃上げの機運を高める牽引効果が期待できるなど、総合的に勘案し、引き上げが妥当との意見が上回った。

そのうち、市長の給料については、常勤職員数が同規模（市長が長を務める一部事務組合、広域連合を含む。）であり、当市を代表する公的法人の最高責任者という共通性の観点から、弘前大学の学長の俸給（国家公務員指定職6号俸相当）と同水準とすることが適当であるとの判断に至った。

また、副市長の給料についても、市長を補佐し、市政の内政を支える職責の重さから、市長の給料の改定率（5.61%）と同じ水準で

引き上げることが適当であるとの結論に至った。

以上の結果、市長及び副市長の給料は、平成27年人事院勧告の増額改定を見込み、次の額に改定することが適当であると判断する。

市長	月額	1,035,000円
副市長	月額	851,000円

4 市議会議員の議員報酬

議員報酬については、他自治体の状況、市長・副市長の給料との均衡などに配慮しながら審議した。

市議会は市の議決機関として市民の意思を行政に反映させる重要な役割を担っており、本年4月の一般選挙から議員数を6名削減するなど、議会改革を進めている状況にあり、議員一人一人の職責はますます重要性を増している。また、本年10月からは政務活動費の交付が開始され、議員の調査研究活動が充実し、議員活動が活発になり、広く市民に周知されるよう期待するものである。

これらの状況を踏まえ、委員の中には、市長・副市長と同様に引き上げが妥当との意見があったものの、議員の活動内容や議員定数に対する意見も様々であり、議員報酬と政務活動費の性格は全く別の性質であるとの認識に立ちながらも、政務活動費の交付が開始されたばかりであり、その推移を見守る必要があるとの判断から、現段階では議員報酬については据え置きが妥当であるとの結論に至った。

5 市長及び副市長の給料月額改定の実施時期

今回の改定については、平成28年4月1日から実施することが適当であると判断する。

6 市長及び副市長の退職手当の支給割合

市長及び副市長の退職手当の額の算出に用いる割合については、他の自治体、特に県内旧三市における割合の均衡を中心に審議した結果、今回は据え置きが妥当であると判断する。

7 答申に伴う附帯意見

特別職報酬等審議会の審議を重ねてきた過程で、次の点について意見があったので答申の附帯意見とする。

(1) 審議会の定期的な開催の必要性について

今回の答申は、社会情勢への適応や他都市との均衡などの観点から、現時点における適正な報酬等の額を議論したものであって、長期間の据え置きを前提としたものとは考えていない。

については、本審議会は2年に1回程度、定期的を開催することや、社会情勢の大きな変化があった場合にはその都度開催することなどが必要である。

弘前市特別職報酬等審議会

会 長	日 景 弥 生
副会長	神 忠 男
委 員	小野寺 妙太郎
”	工 藤 武 重
”	佐 藤 讓
”	佐 藤 芳 子
”	谷 川 浩 二
”	三 上 道 廣
”	村 元 千 鶴 子

平成17年度以降の審議会での特別職の給料・報酬の改定の考え方

開催年度	方向性の決め方	検討内容	具体的決定基準
平成17年度	<p>県内情勢が足踏み状態であること、国家公務員の給与及び国会議員の歳費の引き下げ改定の状況を考慮。さらに、市財政、他自治体の状況、市民感情も勘案し、特別職の報酬等については引き下げが妥当と判断。</p>	<p>県内各市と全国人口類似都市との比較、県内自治体の特別職給料の減額措置の状況、内閣総理大臣等及び国家公務員指定職の給与改定状況を考慮。 議員については、県内各市と全国人口類似都市との比較、国会議員の歳費の改定状況、三役（市長、助役、収入役）の給料との均衡、給与水準の近い国家公務員の給与改定状況を勘案。</p>	<p>内閣総理大臣・国会議員等の国家公務員の特別職、国家公務員指定職及び国家公務員の一般職の給与の改定率に準ずることとした。</p> <p>①市長等…当時の市長及び助役の給料の額と同程度である指定制8号俸及び6号俸の17年度の改定率、内閣総理大臣等国の特別職と国会議員の18年度の改定率を目安とした。</p> <p>②議長等…当時の議長等の報酬の額と同程度である指定制2号俸、国家公務員行政職11級の17年度の改定率、内閣総理大臣等国の特別職と国会議員の18年度の改定率を目安とした。</p>
平成25年度	<p>特別職の職責を考慮しながらも、厳しい社会・経済情勢、市財政状況、県内他市及び類似都市の状況、一般職職員の給与改定状況等を勘案し、特別職の報酬等については引き下げが妥当と判断。</p>	<p>市財政状況、類似都市の報酬等の平均額の状況などを指標として検討。また、平成15年度及び平成17年度の改定の考え方を基本として改定。</p>	<p>国家公務員指定職の給与の改定率に準ずることとした。</p> <p>①市長等…平成17年当時に市長の給料の額と同程度である指定制8号俸（現5号俸）の平成17年度から平成24年度までの改定率を算出。その間の市長等の改定率を算出し、その改定率の差を目安とした。</p> <p>②議長等…平成17年当時に市長の給料の額と同程度である、指定制8号俸（現5号俸）の平成17年度から平成24年度までの改定率を算出。その間の議長等の改定率を算出し、その改定率の差を目安とした。</p>
平成27年度	<p>県内経済の緩やかな持ち直し傾向が見受けられ、市財政状況、県内他市及び類似都市の状況、一般職国家公務員の給与の増額改定等を勘案し、特別職の報酬等については引き上げが妥当と判断。</p>	<p>市財政状況、類似都市の報酬等の平均額の状況などを指標として検討。 また、当市と同規模の職員数を有する公的機関（弘前大学）の学長の給料を考慮。</p>	<p>①市長…常勤職員数が同規模であり、当市を代表する公的法人の最高責任者という共通性の観点から、弘前大学の学長の棒給（国家公務員指定制6号俸相当）と同水準とした。</p> <p>②副市長…市長を補佐し、姿勢の内政を支える職責の重さから、市長の給料の改定率（5.61%）と同じ水準で引き上げた。</p>

弘前市特別職の給料・報酬額

平成29年12月1日現在

	条例	
	報酬等月額(円)	H29年度年収見込み(円) (報酬等月額+期末手当)
市長	1,000,000	15,660,000 (1,035,000円から減額措置)
副市長	822,000	12,872,520 (851,000円から減額措置)
議長	578,000	9,051,480
副議長	518,000	8,111,880
議員	490,000	7,673,400

※市長・副市長は「減額後の額」による実支給額

旧三市特別職給料・報酬支給割合調書

平成29年12月1日現在

		弘前市		青森市		八戸市	
		報酬等月額 (円)	割合	報酬等月額 (円)	割合	報酬等月額 (円)	割合
市長	条例	1,035,000	100.0	1,000,000	100.0	1,135,000	100.0
	減額後	1,000,000	96.6	750,000	75.0	1,021,000	90.0
副市長	条例	851,000	82.2	788,000	78.8	915,000	80.6
	減額後	822,000	79.4	669,800	67.0	823,000	72.5
議長	条例	578,000	55.8	658,000	65.8	657,000	57.9
	減額後	—	—	613,000	61.3	—	—
副議長	条例	518,000	50.0	603,000	60.3	599,000	52.8
	減額後	—	—	562,000	56.2	—	—
議員	条例	490,000	47.3	580,000	58.0	571,000	50.3
	減額後	—	—	541,000	54.1	—	—

減額期間

弘前市 : 市長及び副市長 平成28年4月1日～平成30年3月31日

青森市 : 市長、副市長、各議員 平成29年4月1日～平成30年3月31日

八戸市 : 市長及び副市長 平成26年4月1日～平成30年3月31日

※「割合」は、市長の条例上の報酬等月額を”100”として表したものの。

特別職の給料・報酬月額の変遷に関する調査

(月額:千円 指数:%)

区分 改定年月日	市長		副市長 (助役)		議長		副議長		議員	
	月額	指数	月額	指数	月額	指数	月額	指数	月額	指数
S60.4.1	750	72.5	600	70.5	420	72.7	390	75.3	360	73.5
S61.10.1	800	77.3	630	74.0	430	74.4	400	77.2	370	75.5
S63.10.1	840	81.2	680	79.9	460	79.6	430	83.0	400	81.6
H01.10.1	860	83.1	700	82.3	480	83.0	450	86.9	420	85.7
H02.10.1	920	88.9	740	87.0	520	90.0	480	92.7	450	91.8
H04.10.1	980	94.7	800	94.0	570	98.6	520	100.4	490	100.0
H06.4.1	1,020	98.6	840	98.7	590	102.1	540	104.2	510	104.1
H06.10.1	1,045	101.0	860	101.1	600	103.8	550	106.2	520	106.1
H07.10.1	1,060	102.4	875	102.8	620	107.3	560	108.1	530	108.2
H08.10.1	1,080	104.3	890	104.6	635	109.9	570	110.0	540	110.2
H11.10.1	1,100	106.3	905	106.3	650	112.5	582	112.4	550	112.2
H15.12.1	1,064	102.8	875	102.8	628	108.7	563	108.7	532	108.6
H17.12.1	1,060	102.4	872	102.4	625.6	108.2	560.8	108.3	530	108.2
H18.4.1	1,042	100.7	857	100.7	625.6	108.2	560.8	108.3	530	108.2
H25.10.1	980	94.7	806	94.7	578	100.0	518	100.0	490	100.0
H28.4.1	1,035	100.0	851	100.0	578	100.0	518	100.0	490	100.0
H28.4.1 (減額後)	1,000	96.6	822	96.6	-	-	-	-	-	-

※「指数」は、現在の給料・報酬月額(H28.4.1改定)を“100”として表したものの。

一般職の給与改定の推移に関する調

給与改定の内容			市職員の平均給料(一般行政)				
基準日	人勧改定率 (俸給分) (%)	期末勤勉手当 支給月数 (月)	基本給月額 (円)	平均年齢 (歳ヶ月)	指数 (H28=100) (%)	ラスパイレ ス指数 (%)	期末勤勉手当 支給月数 (月)
H20.4.1	-	4.40	338,413	43.2	114.1	97.9	4.40
H21.4.1	-0.15	4.10	334,284	43.3	112.7	97.5	4.10
H22.4.1	-0.16	3.95	327,869	43.0	110.5	97.1	3.95
H23.4.1	-0.21	3.95	321,661	42.7	108.4	96.5	3.95
H24.4.1	-	3.95	314,473	42.2	106.0	103.6 (95.8)	3.85
H25.4.1	-	3.95	309,724	41.8	104.4	102.6 (94.8)	3.85
H26.4.1	0.24	4.10	303,365	41.1	102.2	95.0	3.95
H27.4.1	0.07	4.20	299,948	40.7	101.1	94.7	4.00
H28.4.1	0.11	4.30	296,706	40.6	100.0	94.6	4.05
	-0.10	→過去9年間の俸給分の改定率					

※「指数」は、H28.4.1現在の基本給月額を“100”として計算したもの。

※「ラスパイレス指数」は、国家公務員給与を“100”として計算したもの。

H24.4.1、H25.4.1ラスパイレス指数の括弧書きは国家公務員の特例減額措置がない場合の値。

【平成29年度】

平成29年人事院勧告(勧告日8月8日)

基準日	人勧改定率 (俸給分) (%)	期末勤勉手当 支給月数 (月)
H29.4.1	0.11	4.40(29年度)

市長・副市長の給料に関する調(総括)

1 市長

	県内10市						東北上位人口・類似団体27市					
	条例月額			減額後			条例月額			減額後		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
都市名	八戸市	平川市	10市	八戸市	黒石市	10市	仙台市	奥州市	27市	仙台市	奥州市	27市
金額	1,135,000	758,000	900,800	1,021,000	595,000	814,000	1,310,000	826,000	1,014,652	1,218,300	718,620	996,254
人口	233,070	31,908	101,249	233,070	34,341	-	1,053,717	119,502	238,366	1,053,717	119,502	-

2 副市長

	県内10市						東北上位人口・類似団体27市					
	条例月額			減額後			条例月額			減額後		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
都市名	八戸市	平川市	10市	八戸市	黒石市	10市	仙台市	奥州市	27市	仙台市	奥州市	27市
金額	915,000	608,000	727,800	823,000	483,000	672,755	1,020,000	674,000	831,359	969,000	586,380	819,879
人口	233,070	31,908	-	233,070	34,341	-	1,053,717	119,502	-	1,053,717	119,502	-

県内10市の特別職の給料・報酬に関する調【市長】

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額						財政力指数		
				条列月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位		給料月額/人口	順位
1	青森県	八戸市	233,070	1,135,000	1	-10.04	1,021,000	1,021,000	1	4.38	9	0.65
2	青森県	青森市	287,800	1,000,000	3	-25.00	750,000	750,000	8	2.61	10	0.54
3	青森県	弘前市	174,134	1,035,000	2	-3.38	1,000,000	1,000,000	2	5.74	8	0.48
4	青森県	三沢市	39,847	865,000	4	-10.00	778,500	778,500	6	19.54	3	0.48
5	青森県	十和田市	62,501	861,000	5			861,000	3	13.78	6	0.41
6	青森県	むつ市	59,269	850,000	6	-15.00	722,500	722,500	9	12.19	7	0.38
7	青森県	黒石市	34,341	850,000	6	-30.00	595,000	595,000	10	17.33	4	0.34
8	青森県	五所川原市	56,148	834,000	8			834,000	4	14.85	5	0.32
9	青森県	平川市	31,908	758,000	10			758,000	7	23.76	2	0.28
10	青森県	つがる市	33,468	820,000	9			820,000	5	24.50	1	0.23

県外他都市の特別職の給料・報酬に関する調【市長】
(東北人口上位・類似団体)

No.	都道府県名	市町村名	人口 (+29.4.1)	給料月額							財政力指数	
				条例月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位	給料月額/人口		順位
1	東京都	調布市	230,865	1,035,000	12			1,035,000	11	4.48	19	1.25
2	東京都	三鷹市	185,725	1,030,000	14			1,030,000	12	5.55	11	1.13
3	東京都	立川市	182,092	1,041,000	11			1,041,000	10	5.72	9	1.12
4	千葉県	市原市	278,587	998,000	16			998,000	16	3.58	22	1.00
5	東京都	町田市	429,114	1,060,000	6			1,060,000	4	2.47	26	0.98
6	東京都	小平市	189,955	1,050,000	9			1,050,000	8	5.53	12	0.98
7	東京都	日野市	183,985	990,000	17			990,000	17	5.38	14	0.96
8	宮城県	仙台市	1,053,717	1,310,000	1	-7.00	1,218,300	1,218,300	1	1.16	27	0.89
9	東京都	西東京市	196,122	990,000	17			990,000	17	5.05	17	0.89
10	三重県	鈴鹿市	200,151	1,058,000	7			1,058,000	5	5.29	15	0.87
11	広島県	東広島市	185,147	970,000	20			970,000	20	5.24	16	0.81
12	福島県	郡山市	334,702	1,057,000	8			1,057,000	6	3.16	24	0.79
13	京都府	宇治市	188,457	1,075,000	4	-5.00	1,021,250	1,021,250	13	5.42	13	0.76
14	山形県	山形市	248,047	1,066,000	5			1,066,000	3	4.30	20	0.74
15	福島県	福島市	282,184	1,047,600	10			1,047,600	9	3.71	21	0.73
16	福島県	いわき市	346,119	1,089,000	3			1,089,000	2	3.15	25	0.72
17	秋田県	秋田市	310,906	1,173,000	2	-10.00	1,055,700	1,055,700	7	3.40	23	0.66
18	福島県	会津若松市	120,665	937,000	23			937,000	23	7.77	2	0.61
19	北海道	帯広市	167,560	1,005,000	15			1,005,000	14	6.00	7	0.56
20	島根県	出雲市	174,724	916,000	24	-10.00	824,400	824,400	26	4.72	18	0.52
21	宮崎県	都城市	166,152	940,000	21			940,000	21	5.66	10	0.52
22	宮城県	大崎市	132,878	979,000	19			979,000	19	7.37	3	0.51
23	青森県	弘前市	174,134	1,035,000	12	-3.38	1,000,000	1,000,000	15	5.74	8	0.48
24	山形県	酒田市	105,045	940,000	21			940,000	21	8.95	1	0.47
25	岩手県	奥州市	119,502	826,000	27	-13.00	718,620	718,620	27	6.01	6	0.42
26	山形県	鶴岡市	129,323	914,000	25			914,000	24	7.07	5	0.42
27	岩手県	一関市	120,028	864,000	26			864,000	25	7.20	4	0.37

県内10市の特別職の給料・報酬に関する調【副市長】

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額						財政力指数		
				条列月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位		給料月額/人口	順位
1	青森県	八戸市	233,070	915,000	1	-10.05	823,000	823,000	1	3.53	9	0.65
2	青森県	青森市	287,800	788,000	3	-15.00	669,800	669,800	5	2.33	10	0.54
3	青森県	弘前市	174,134	851,000	2	-3.40	822,000	822,000	2	4.72	8	0.48
4	青森県	三沢市	39,847	705,000	4	-5.00	669,750	669,750	6	16.81	3	0.48
5	青森県	十和田市	62,501	700,000	5			700,000	3	11.20	6	0.41
6	青森県	むつ市	59,269	690,000	6	-10.00	621,000	621,000	8	10.48	7	0.38
7	青森県	黒石市	34,341	690,000	6	-30.00	483,000	483,000	10	14.06	4	0.34
8	青森県	五所川原市	56,148	681,000	8			681,000	4	12.13	5	0.32
9	青森県	平川市	31,908	608,000	10			608,000	9	19.05	2	0.28
10	青森県	つがる市	33,468	650,000	9			650,000	7	19.42	1	0.23

県外他都市の特別職の給料・報酬に関する調【副市長】
(東北人口上位・類似団体)

No.	都道府県名	市町村名	人口 (+29.4.1)	給料月額						財政力指数		
				条例月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位		給料月額/人口	順位
1	東京都	調布市	230,865	895,000	6			895,000	5	3.88	19	1.25
2	東京都	三鷹市	185,725	870,000	11			870,000	9	4.68	11	1.13
3	東京都	立川市	182,092	901,000	2			901,000	2	4.95	6	1.12
4	千葉県	市原市	278,587	821,000	16			821,000	16	2.95	22	1.00
5	東京都	町田市	429,114	900,000	3			900,000	3	2.10	26	0.98
6	東京都	小平市	189,955	900,000	3			900,000	3	4.74	9	0.98
7	東京都	日野市	183,985	845,000	14			845,000	13	4.59	12	0.96
8	宮城県	仙台市	1,053,717	1,020,000	1	-5.00	969,000	969,000	1	0.92	27	0.89
9	東京都	西東京市	196,122	877,000	10			877,000	8	4.47	15	0.89
10	三重県	鈴鹿市	200,151	816,000	17			816,000	17	4.08	17	0.87
11	広島県	東広島市	185,147	780,000	20			780,000	20	4.21	16	0.81
12	福島県	郡山市	334,702	888,000	9			888,000	7	2.65	24	0.79
13	京都府	宇治市	188,457	895,000	6	-5.00	850,250	850,250	12	4.51	14	0.76
14	山形県	山形市	248,047	843,000	15			843,000	14	3.40	20	0.74
15	福島県	福島市	282,184	865,700	12			865,700	10	3.07	21	0.73
16	福島県	いわき市	346,119	891,000	8			891,000	6	2.57	25	0.72
17	秋田県	秋田市	310,906	899,000	5	-5.00	854,050	854,050	11	2.75	23	0.66
18	福島県	会津若松市	120,665	752,000	22			752,000	22	6.23	2	0.61
19	北海道	帯広市	167,560	805,000	18			805,000	18	4.80	8	0.56
20	島根県	出雲市	174,724	752,000	22	-7.00	699,360	699,360	25	4.00	18	0.52
21	宮崎県	都城市	166,152	755,000	21			755,000	21	4.54	13	0.52
22	宮城県	大崎市	132,878	785,000	19			785,000	19	5.91	3	0.51
23	青森県	弘前市	174,134	851,000	13	-3.40	822,000	822,000	15	4.72	10	0.48
24	山形県	酒田市	105,045	750,000	24			750,000	23	7.14	1	0.47
25	岩手県	奥州市	119,502	674,000	27	-13.00	586,380	586,380	27	4.91	7	0.42
26	山形県	鶴岡市	129,323	718,000	25			718,000	24	5.55	5	0.42
27	岩手県	一関市	120,028	698,000	26			698,000	26	5.82	4	0.37

平成28年度 市長・副市長活動状況

年月	一般職員				市長				姥名副市長				山本副市長						
	計	勤務日	休日	勤務日	うち 平日出勤	うち 休日出勤	休日	勤務日	うち 平日出勤	うち 休日出勤	休日	勤務日	うち 平日出勤	うち 休日出勤	休日	勤務日	うち 平日出勤	うち 休日出勤	休日
平成28年4月	30	20	10	26	18	8	4	17	14	3	13	23	20	3	7	23	20	3	7
平成28年5月	31	19	12	26	16	10	5	19	18	1	12	22	14	8	9	22	14	8	9
平成28年6月	30	22	8	27	22	5	3	26	22	4	4	27	22	5	3	27	22	5	3
平成28年7月	31	20	11	27	20	7	4	26	20	6	5	25	18	7	6	25	18	7	6
平成28年8月	31	22	9	23	19	4	8	21	19	2	10	27	21	6	4	27	21	6	4
平成28年9月	30	20	10	27	20	7	3	26	20	6	4	25	20	5	5	25	20	5	5
平成28年10月	31	20	11	27	18	9	4	16	14	2	15	27	20	7	4	27	20	7	4
平成28年11月	30	20	10	24	20	4	6	26	19	7	4	25	18	7	5	25	18	7	5
平成28年12月	31	19	12	24	19	5	7	20	19	1	11	23	18	5	8	23	18	5	8
平成29年1月	31	19	12	28	18	10	3	21	18	3	10	27	19	8	4	27	19	8	4
平成29年2月	28	20	8	23	20	3	5	23	19	4	5	25	20	5	3	25	20	5	3
平成29年3月	31	22	9	25	22	3	6	22	21	1	9	25	21	4	6	25	21	4	6
合計	365	243	122	307	232	75	58	263	223	40	102	301	231	70	64	301	231	70	64

市議会議員の報酬に関する調(総括)

1 議長

	県内10市					東北上位人口・類似団体27市					
	条例月額			減額後		条例月額			減額後		
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	平均	最高	最低	平均
都市名	青森市	平川市	10市	八戸市	平川市	10市	仙台市	奥州市	27市	奥州市	27市
金額	658,000	328,000	472,300	657,000	328,000	464,488	1,020,000	399,000	614,370	399,000	614,370
人口	287,800	31,908	-	233,070	31,908	-	1,053,717	119,502	-	1,053,717	119,502

2 副議長

	県内10市					東北上位人口・類似団体27市					
	条例月額			減額後		条例月額			減額後		
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	平均	最高	最低	平均
都市名	青森市	平川市	10市	八戸市	平川市	10市	仙台市	奥州市	27市	奥州市	27市
金額	603,000	293,000	427,050	599,000	293,000	419,894	910,000	345,000	554,367	345,000	554,367
人口	287,800	31,908	-	233,070	31,908	-	1,053,717	119,502	-	1,053,717	119,502

3 議員

	県内10市					東北上位人口・類似団体27市					
	条例月額			減額後		条例月額			減額後		
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	平均	最高	最低	平均
都市名	青森市	平川市	10市	八戸市	平川市	10市	仙台市	奥州市	27市	奥州市	27市
金額	580,000	281,000	399,800	571,000	281,000	393,140	840,000	321,000	520,111	321,000	520,111
人口	287,800	31,908	-	233,070	31,908	-	1,053,717	119,502	-	1,053,717	119,502

県内10市の特別職の給料・報酬に関する調【議長】

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額						順位	財政力指数	
				条列月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位			給料月額/人口
1	青森県	八戸市	233,070	657,000	2			657,000	1	2.82	9	0.65
2	青森県	青森市	287,800	658,000	1	-6.83	613,000	613,000	2	2.13	10	0.54
3	青森県	弘前市	174,134	578,000	3			578,000	3	3.32	8	0.48
4	青森県	三沢市	39,847	432,000	5			432,000	5	10.84	3	0.48
5	青森県	十和田市	62,501	450,000	4			450,000	4	7.20	6	0.41
6	青森県	むつ市	59,269	401,000	8			401,000	7	6.77	7	0.38
7	青森県	黒石市	34,341	414,000	7	-8.00	380,880	380,880	8	11.09	2	0.34
8	青森県	五所川原市	56,148	425,000	6			425,000	6	7.57	5	0.32
9	青森県	平川市	31,908	328,000	10			328,000	10	10.28	4	0.28
10	青森県	つがる市	33,468	380,000	9			380,000	9	11.35	1	0.23

県外他都市の特別職の給料・報酬に関する調【議長】
(東北人口上位・類似団体)

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額				財政力指数				
				条例月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位	給料月額/人口	順位	
1	東京都	調布市	230,865	640,000	10			640,000	10	2.77	20	1.25
2	東京都	三鷹市	185,725	640,000	10			640,000	10	3.45	8	1.13
3	東京都	立川市	182,092	662,000	7			662,000	7	3.64	6	1.12
4	千葉県	市原市	278,587	648,000	9			648,000	9	2.33	22	1.00
5	東京都	町田市	429,114	640,000	10			640,000	10	1.49	26	0.98
6	東京都	小平市	189,955	650,000	8			650,000	8	3.42	9	0.98
7	東京都	日野市	183,985	625,000	15			625,000	15	3.40	10	0.96
8	宮城県	仙台市	1,053,717	1,020,000	1			1,020,000	1	0.97	27	0.89
9	東京都	西東京市	196,122	627,000	14			627,000	14	3.20	14	0.89
10	三重県	鈴鹿市	200,151	613,000	16			613,000	16	3.06	15	0.87
11	広島県	東広島市	185,147	560,000	19			560,000	19	3.02	17	0.81
12	福島県	郡山市	334,702	685,000	5			685,000	5	2.05	24	0.79
13	京都府	宇治市	188,457	635,000	13			635,000	13	3.37	11	0.76
14	山形県	山形市	248,047	740,000	2			740,000	2	2.98	19	0.74
15	福島県	福島市	282,184	682,000	6			682,000	6	2.42	21	0.73
16	福島県	いわき市	346,119	700,000	4			700,000	4	2.02	25	0.72
17	秋田県	秋田市	310,906	704,000	3			704,000	3	2.26	23	0.66
18	福島県	会津若松市	120,665	514,000	23			514,000	23	4.26	2	0.61
19	北海道	帯広市	167,560	580,000	17			580,000	17	3.46	7	0.56
20	島根県	出雲市	174,724	534,000	21			534,000	21	3.06	16	0.52
21	宮崎県	都城市	166,152	500,000	25			500,000	25	3.01	18	0.52
22	宮城県	大崎市	132,878	529,000	22			529,000	22	3.98	3	0.51
23	青森県	弘前市	174,134	578,000	18			578,000	18	3.32	13	0.48
24	山形県	酒田市	105,045	535,000	20			535,000	20	5.09	1	0.47
25	岩手県	奥州市	119,502	399,000	27			399,000	27	3.34	12	0.42
26	山形県	鶴岡市	129,323	510,000	24			510,000	24	3.94	4	0.42
27	岩手県	一関市	120,028	438,000	26			438,000	26	3.65	5	0.37

県内10市の特別職の給料・報酬に関する調【副議長】

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額						財政力指数		
				条列月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位		給料月額/人口	順位
1	青森県	八戸市	233,070	599,000	2			599,000	1	2.57	9	0.65
2	青森県	青森市	287,800	603,000	1	-6.79	562,000	562,000	2	1.95	10	0.54
3	青森県	弘前市	174,134	518,000	3			518,000	3	2.97	8	0.48
4	青森県	三沢市	39,847	392,000	4			392,000	4	9.84	3	0.48
5	青森県	十和田市	62,501	391,500	5			391,500	5	6.26	6	0.41
6	青森県	むつ市	59,269	361,000	8			361,000	7	6.09	7	0.38
7	青森県	黒石市	34,341	382,000	6	-8.00	351,440	351,440	8	10.23	2	0.34
8	青森県	五所川原市	56,148	381,000	7			381,000	6	6.79	5	0.32
9	青森県	平川市	31,908	293,000	10			293,000	10	9.18	4	0.28
10	青森県	つがる市	33,468	350,000	9			350,000	9	10.46	1	0.23

県外他都市の特別職の給料・報酬に関する調【副議長】
(東北人口上位・類似団体)

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額				順位	給料月額/人口	順位	財政力指数
				条例月額	減額率	減額後月額	現支給額				
1	東京都	調布市	230,865	580,000	10		580,000	10	2.51	20	1.25
2	東京都	三鷹市	185,725	580,000	10		580,000	10	3.12	7	1.13
3	東京都	立川市	182,092	599,000	7		599,000	7	3.29	5	1.12
4	千葉県	市原市	278,587	581,000	9		581,000	9	2.09	23	1.00
5	東京都	町田市	429,114	580,000	10		580,000	10	1.35	26	0.98
6	東京都	小平市	189,955	580,000	10		580,000	10	3.05	9	0.98
7	東京都	日野市	183,985	560,000	15		560,000	15	3.04	10	0.96
8	宮城県	仙台市	1,053,717	910,000	1		910,000	1	0.86	27	0.89
9	東京都	西東京市	196,122	561,000	14		561,000	14	2.86	14	0.89
10	三重県	鈴鹿市	200,151	539,000	16		539,000	16	2.69	17	0.87
11	広島県	東広島市	185,147	507,000	19		507,000	19	2.74	16	0.81
12	福島県	郡山市	334,702	638,000	5		638,000	5	1.91	25	0.79
13	京都府	宇治市	188,457	585,000	8		585,000	8	3.10	8	0.76
14	山形県	山形市	248,047	690,000	2		690,000	2	2.78	15	0.74
15	福島県	福島市	282,184	635,900	6		635,900	6	2.25	21	0.73
16	福島県	いわき市	346,119	660,000	3		660,000	3	1.91	24	0.72
17	秋田県	秋田市	310,906	655,000	4		655,000	4	2.11	22	0.66
18	福島県	会津若松市	120,665	477,000	21		477,000	21	3.95	2	0.61
19	北海道	帯広市	167,560	510,000	18		510,000	18	3.04	11	0.56
20	島根県	出雲市	174,724	463,000	23		463,000	23	2.65	18	0.52
21	宮崎県	都城市	166,152	420,000	25		420,000	25	2.53	19	0.52
22	宮城県	大崎市	132,878	458,000	24		458,000	24	3.45	4	0.51
23	青森県	弘前市	174,134	518,000	17		518,000	17	2.97	12	0.48
24	山形県	酒田市	105,045	480,000	20		480,000	20	4.57	1	0.47
25	岩手県	奥州市	119,502	345,000	27		345,000	27	2.89	13	0.42
26	山形県	鶴岡市	129,323	470,000	22		470,000	22	3.63	3	0.42
27	岩手県	一関市	120,028	386,000	26		386,000	26	3.22	6	0.37

県内10市の特別職の給料・報酬に関する調【議員】

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額						財政力指数		
				条例月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位		給料月額/人口	順位
1	青森県	八戸市	233,070	571,000	2			571,000	1	2.45	9	0.65
2	青森県	青森市	287,800	580,000	1	-6.72	541,000	541,000	2	1.88	10	0.54
3	青森県	弘前市	174,134	490,000	3			490,000	3	2.81	8	0.48
4	青森県	三沢市	39,847	357,000	5			357,000	5	8.96	3	0.48
5	青森県	十和田市	62,501	362,000	4			362,000	4	5.79	6	0.41
6	青森県	むつ市	59,269	340,000	8			340,000	7	5.74	7	0.38
7	青森県	黒石市	34,341	345,000	7	-8.00	317,400	317,400	9	9.24	2	0.34
8	青森県	五所川原市	56,148	352,000	6			352,000	6	6.27	5	0.32
9	青森県	平川市	31,908	281,000	10			281,000	10	8.81	4	0.28
10	青森県	つがる市	33,468	320,000	9			320,000	8	9.56	1	0.23

県外他都市の特別職の給料・報酬に関する調【議員】

(東北人口上位・類似団体)

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	給料月額					財政力指数			
				条例月額	順位	減額率	減額後月額	現支給額	順位	給料月額/人口	順位	
1	東京都	調布市	230,865	550,000	9			550,000	9	2.38	20	1.25
2	東京都	三鷹市	185,725	550,000	9			550,000	9	2.96	8	1.13
3	東京都	立川市	182,092	555,000	8			555,000	8	3.05	5	1.12
4	千葉県	市原市	278,587	562,000	7			562,000	7	2.02	22	1.00
5	東京都	町田市	429,114	550,000	9			550,000	9	1.28	26	0.98
6	東京都	小平市	189,955	550,000	9			550,000	9	2.90	9	0.98
7	東京都	日野市	183,985	545,000	13			545,000	13	2.96	7	0.96
8	宮城県	仙台市	1,053,717	840,000	1			840,000	1	0.80	27	0.89
9	東京都	西東京市	196,122	528,000	15			528,000	15	2.69	13	0.89
10	三重県	鈴鹿市	200,151	485,000	17			485,000	17	2.42	18	0.87
11	広島県	東広島市	185,147	460,000	19			460,000	19	2.48	16	0.81
12	福島県	郡山市	334,702	600,000	5			600,000	5	1.79	25	0.79
13	京都府	宇治市	188,457	535,000	14			535,000	14	2.84	10	0.76
14	山形県	山形市	248,047	640,000	2			640,000	2	2.58	15	0.74
15	福島県	福島市	282,184	599,000	6			599,000	6	2.12	21	0.73
16	福島県	いわき市	346,119	630,000	3			630,000	3	1.82	24	0.72
17	秋田県	秋田市	310,906	625,000	4			625,000	4	2.01	23	0.66
18	福島県	会津若松市	120,665	447,000	21			447,000	21	3.70	2	0.61
19	北海道	帯広市	167,560	470,000	18			470,000	18	2.80	12	0.56
20	島根県	出雲市	174,724	428,000	23			428,000	23	2.45	17	0.52
21	宮崎県	都城市	166,152	400,000	25			400,000	25	2.41	19	0.52
22	宮城県	大崎市	132,878	428,000	23			428,000	23	3.22	4	0.51
23	青森県	弘前市	174,134	490,000	16			490,000	16	2.81	11	0.48
24	山形県	酒田市	105,045	450,000	20			450,000	20	4.28	1	0.47
25	岩手県	奥州市	119,502	321,000	27			321,000	27	2.69	14	0.42
26	山形県	鶴岡市	129,323	445,000	22			445,000	22	3.44	3	0.42
27	岩手県	一関市	120,028	360,000	26			360,000	26	3.00	6	0.37

市議会議員の議会活動状況

1 構成

(1) 本会議

定例会の回数は、毎年4回とする。

(2) 常任委員会

名 称	定 数	所 管 事 項
総 務	7人	経営戦略部、財務部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
厚 生	7人	市民文化スポーツ部、健康福祉部及び病院事業に関する事項
経済文教	7人	農林部、商工振興部、観光振興部、農業委員会及び教育委員会に関する事項
建 設	7人 (6人)	建設部、都市環境部及び上下水道事業に関する事項
予算決算	28人	予算及び決算の審査に関する事項

()内現員

(3) 特別委員会

名 称	定 数	付 託 事 件
ひろさき市議会 だより編集	7人	1. ひろさき市議会だよりの発行

(4) 議会運営委員会

名 称	定 数	所 管 事 項
議会運営委員会	9人	本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項。議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。議長の諮問に関する事項。

<開催状況>

(単位:回)

年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
開 会 中	11	10	9	10	8
閉 会 中	5	7	7	7	4
計	16	17	16	17	12

(5) 議員全員協議会

議決事件以外の事項について協議する。

<開催状況>

(単位:回)

年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
開 会 中	0	1	0	0	0
閉 会 中	5	4	6	4	2
計	5	5	6	4	2

(6) 会派代表者会議

各会派間の調整等を行う。

(単位:回)

年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
開 催 数	4	6	6	6	2

2 運 営

(1) 本会議開催状況

(単位:日、人)

区 分		会 期		開催日数	会議延時間	一般質問 者 数	一 般 質 問 時 間
24 年	第1回定例会	2.28 ~ 3.21	23 日間	6	18時間35分	19	15時間21分
	第2回定例会	6. 5 ~ 22	18 "	6	16時間50分	20	15時間32分
	第3回定例会	9. 4 ~ 26	23 "	6	19時間30分	20	17時間18分
	第4回定例会	11.27 ~ 12.14	18 "	6	18時間51分	20	16時間19分
	計		82 日間	24	73時間46分	79	64時間30分
25 年	第1回定例会	2.22 ~ 3.21	28 日間	6	20時間40分	19	17時間 8分
	第2回定例会	6. 7 ~ 28	22 "	6	19時間 6分	19	16時間40分
	第3回定例会	8.30 ~ 9.27	29 "	6	20時間36分	20	18時間 6分
	第1回臨時会	11. 1	1 "	1	58分	-	-
	第4回定例会	11.29 ~ 12.20	22 "	6	17時間57分	19	15時間42分
計		102 日間	25	79時間17分	77	67時間36分	
26 年	第1回定例会	2.21 ~ 3.19	27 日間	6	19時間18分	20	17時間16分
	第1回臨時会	5.16 ~ 23	8 "	2	36分	-	-
	第2回定例会	6. 6 ~ 27	22 "	6	19時間52分	19	16時間59分
	第3回定例会	8.29 ~ 9.26	29 "	6	20時間18分	20	18時間17分
	第4回定例会	11.28 ~ 12.19	22 "	6	19時間15分	19	17時間 6分
計		108 日間	26	79時間19分	78	69時間38分	
27 年	第1回定例会	2.20 ~ 3.18	27 日間	6	18時間53分	19	16時間41分
	第1回臨時会	5.20	1 "	1	1時間18分	-	-
	第2回定例会	6.12 ~ 7.1	22 "	6	18時間22分	18	16時間56分
	第3回定例会	8.28 ~ 9.28	32 "	6	16時間56分	18	14時間58分
	第4回定例会	11.27 ~ 12.18	22 "	6	16時間43分	17	15時間22分
計		104 日間	25	72時間12分	72	63時間57分	
28 年	第1回定例会	2.19 ~ 3.17	28 日間	6	19時間28分	18	16時間16分
	第2回定例会	6.3 ~ 24	22 "	6	17時間55分	18	16時間46分
	第3回定例会	8.26 ~ 9.23	29 "	6	18時間 5分	19	16時間58分
	第4回定例会	11.25 ~ 12.16	22 "	6	18時間50分	19	17時間15分
	計		101 日間	24	74時間18分	74	67時間15分

(2) 委員会開催状況

(単位:日)

委員会名	24年	25年	26年	27年	28年
総務	7	6	5	6	4
厚生	6	11	7	8	7
経済文教	15	16	7	6	7
建設	3	6	4	6	2
予算・予算決算	15	15	16	10	10
議会	12	10	10	-	-
産業	9	13	14	2	-
議会だより	-	12	12	11	8
経営計画	-	-	2	1	1

※組織会含む

(3) 議決事件内容別件数

(単位:件)

内容	24年	25年	26年	27年	28年
条例の制定	11	20	10	7	3
条例の改正	37	48	43	43	40
条例の廃止	0	1	2	0	0
予算・決算	44	51	43	41	42
工事請負契約の締結	12	3	11	8	5
市道路線の廃止・認定	1	2	4	2	2
人事	8	4	5	7	31
専決処分の承認	16	11	12	10	5
意見書・決議	3	0	2	0	1
請願・陳情	5	4	11	9	10
その他	18	69	24	20	33
合計	155	213	167	147	172

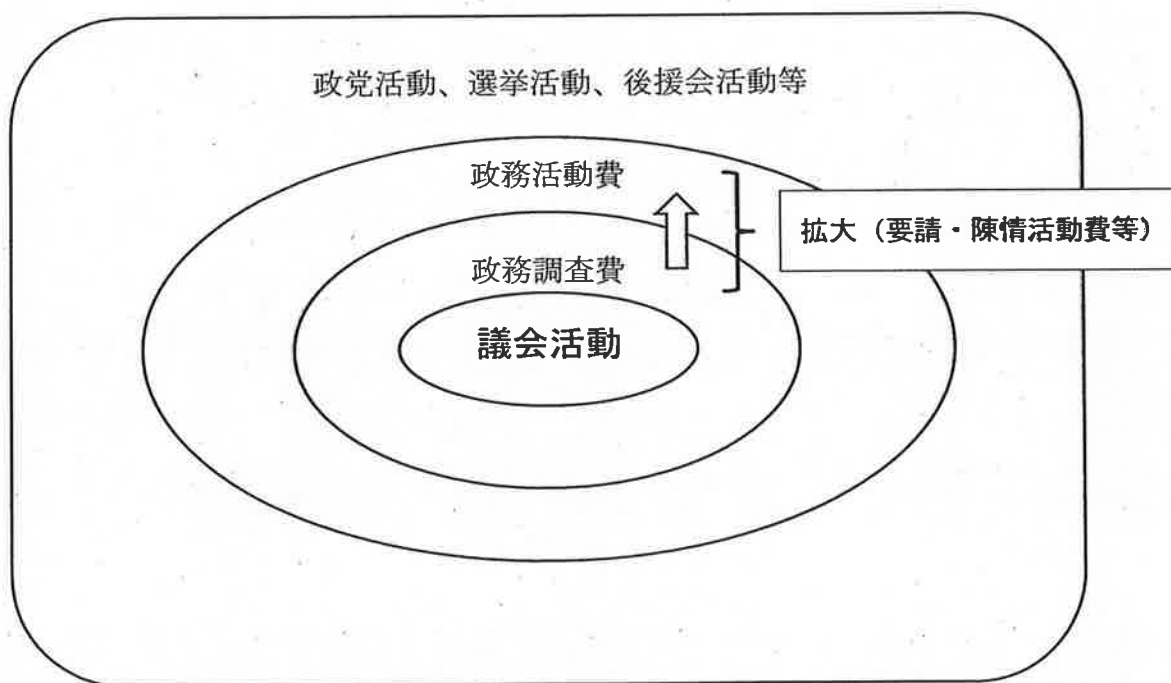
弘前市議会の政務活動費について

1. 「政務調査費」から「政務活動費」へ

平成 24 年度の地方自治法改正により、政務調査費交付の根拠となる地方自治法第 100 条第 14 項と第 15 項が改正となり、政務調査費の名称を政務活動費とし、交付目的に「その他の活動」を追加し、政務活動費の範囲を条例で定めて、拡充することができることになりました。

また、地方自治法第 100 条第 16 項が新たに追加となり、議長が政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが規定されました。

○政務調査費と政務活動費の範囲



2. 弘前市の政務活動費

平成 27 年 4 月 1 日に施行した弘前市議会基本条例には『第 17 条 政務活動費は、議員の審議、政策立案等の機能を強化するための調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。2 議会は、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿等を公表し、その使途の透明性を確保するとともに、市民に対し説明責任を果たすものとする。』と規定しております。

議員の政務活動は、市政の政策課題に関する調査研究のほか、広報活動や民意の吸収として基本となる住民や住民団体からの情報収集及び意見交換等に至るまで広範にわたっております。

地方分権の進展に伴い地方公共団体の役割が増大してきている中であって、地方議会についても、その主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能の重要性が増してきており、その基礎となる議員の活動の領域が拡大してきております。

このように、議員の政務活動は広範であるため、その活動にあたっては、誤解や疑念を招く場合も考えられることから、市民の理解を得るためには、議員の日常的に行われるその他の様々な活動（例えば政党や後援会活動）と明確に区分していくことが必要です。

したがって、議員の政務活動に政務活動費を充当する場合には、経費の性格や用途を明確にする必要があります、次の考え方を基本として適用していくものです。

(1) 政務活動に必要性及び妥当性があること。

市政に関して議会の主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能等を果たすなど市民福祉の向上と市勢伸展を図るための政務活動であることが必要です。

(2) 政務活動の方法に合理性及び効率性があること。

政務活動は、その方法に制限や定めはありませんが、政務活動の目的達成のために合理的であり、経費的にも効率的である必要があります。

(3) 原則として充当する額は実費弁償であること。

政務活動が会派の管理のもとで行われることや政務活動費に残余が生じた場合には返還すること等から、実際に要した費用に充当する必要があります。（経費を算出するにあたって、按分を要する経費は、政務活動費の対象外とします。）

(4) 社会通念上許容されるものであること。

政務活動全般について、市民の理解が得られるためには、社会一般に受け入れられる見方や判断からみて許容される必要があります。

(5) 証拠書類等が整備されていること。

政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要です。

(6) 透明性が確保されていること。

政務活動について、市民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となるものであり、市民への説明責任を果たすために、政務活動費の収支報告書については、全ての支出について領収書の写し等の証拠書類を添付する必要があります。

提出された収支報告書及びその他書類は、閲覧に供するとともに、市ホームページで公開します。

3. 弘前市議会政務活動費の執行状況

会派に対する政務活動費は、当該会派の所属議員数に月額 50,000 円を乗じて得た額を四半期ごとに交付する（条例第 3 条）

◎平成 27 年度（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）（単位：円、%）

会派名	交付申請額	支出金額	残額	執行率
自民・公明・憲政	3,600,000	1,935,532	1,664,468	53.8
弘新会	2,400,000	306,012	2,093,988	12.8
日本共産党	900,000	907,520	0	100.0
弘前市民クラブ	900,000	347,418	552,582	38.6
無所属クラブ	なし	-	-	-
合計	7,800,000	3,488,962	4,911,038	44.7

※残額は市に返還

◎平成 28 年度（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）（単位：円、%）

会派名	交付申請額	支出金額	残額	執行率
自民・公明・憲政	7,200,000	4,345,749	2,854,251	60.4
弘新会	4,800,000	0	4,800,000	0.0
日本共産党	1,800,000	1,805,189	0	100.0
弘前市民クラブ	1,800,000	976,763	823,237	54.3
無所属クラブ	なし	-	-	-
合計	15,600,000	7,127,701	8,477,488	45.7

※残額は市に返還

旧三上市市長・副市長退職手当支給割合調査

平成29年12月1日現在

	弘前市				青森市				八戸市			
	給料月額 (円)	支給 割合	支給額	割合	給料月額 (円)	支給 割合	支給額	割合	給料月額 (円)	支給 割合	支給額	割合
市長	条例 (減額前)	0.52	25,833,600	100.0	1,000,000	0.52	24,960,000	100.0	1,135,000	0.52	28,329,600	100.0
	減額後	0.52	24,960,000	96.6	750,000	0.26	9,360,000	37.5	1,021,000	0.52	25,484,160	90.0
副市長	条例 (減額前)	0.30	12,254,400	47.4	788,000	0.30	11,347,200	45.5	915,000	0.28	12,297,600	43.4
	減額後	0.30	11,836,800	45.8	669,800	0.15	4,822,560	19.3	823,000	0.28	11,061,120	39.0

※退職手当支給額は一任期分

算出方法：給料月額 × 一任期中職月数(48月) × 支給割合

※「割合」は、市長の条例上の退職手当支給額を「100」として表したものです。

平成15年度以降の審議会での特別職の退職手当の改定の考え方

※退職手当については、平成15年度、平成25年度及び平成27年度において諮問・答申

○平成15年度

退職手当の額の算出に用いる割合について、市長は他の自治体、特に県内旧三市における割合との均衡を中心に、助役(副市長)は市長との相互間の割合と他都市との均衡に留意し、具体的には、青森市の乗率と同じとした。

○平成25年度、平成27年度

退職手当の額の算出に用いる割合について、県内旧三市における割合の均衡を中心に審議し、据え置いた。

市長・副市長の退職手当の推移に関する調

(月額、支給額:千円 指数:%)

区分 改定年月日	市長				副市長 (助役)			
	月額	支給割合	支給額	指数	月額	支給割合	支給額	指数
S60.4.1	750	0.60	21,600	72.5	600	0.37	10,656	70.5
S61.10.1	800	0.60	23,040	77.3	630	0.37	11,189	74.0
S63.10.1	840	0.60	24,192	81.2	680	0.37	12,077	79.9
H01.10.1	860	0.60	24,768	83.1	700	0.37	12,432	82.3
H02.10.1	920	0.60	26,496	88.9	740	0.37	13,142	87.0
H04.10.1	980	0.60	28,224	94.7	800	0.37	14,208	94.0
H06.4.1	1,020	0.60	29,376	98.6	840	0.37	14,918	98.7
H06.10.1	1,045	0.60	30,096	101.0	860	0.37	15,274	101.1
H07.10.1	1,060	0.60	30,528	102.4	875	0.37	15,540	102.8
H08.10.1	1,080	0.60	31,104	104.3	890	0.37	15,806	104.6
H11.10.1	1,100	0.60	31,680	106.3	905	0.37	16,073	106.3
H15.12.1	1,064	0.60	30,643	102.8	875	0.37	15,540	102.8
H16.1.1	1,064	0.52	26,557	102.8	875	0.30	12,600	102.8
H17.12.1	1,060	0.52	26,458	102.4	872	0.30	12,552	102.4
H18.4.1	1,042	0.52	26,008	100.7	857	0.30	12,341	100.7
H25.10.1	980	0.52	24,461	94.7	806	0.30	11,606	94.7
H28.4.1	1,035	0.52	25,834	100.0	851	0.30	12,254	100.0
H28.4.1 (減額後)	1,000	0.52	24,960	96.6	822	0.30	11,837	96.6

支給割合改定

※退職手当支給額の算出方法 : 給料月額 × 一任期在職月数(48月) × 支給割合

※「指数」は、現在の給料・報酬月額(H28.4.1改定)を“100”として表したものの。

市長・副市長の退職手当に関する調(総括)

1 市長

	県内10市					東北上位人口・類似団体27市					
	条例月額			減額後		条例月額			減額後		
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	平均	最高	最低	平均
都市名	八戸市	平川市	10市	八戸市	青森市	10市	仙台市	西東京市	酒田市	西東京市	27市
金額	28,329,600	16,554,720	20,662,512	25,484,160	12,480,000	18,485,688	37,728,000	13,860,000	27,072,000	13,860,000	19,403,603
人口	233,070	31,908	101,249	233,070	287,800	-	1,053,717	196,122	105,045	196,122	-

2 副市長

	県内10市					東北上位人口・類似団体27市					
	条例月額			減額後		条例月額			減額後		
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	平均	最高	最低	平均
都市名	八戸市	平川市	10市	弘前市	青森市	10市	仙台市	奥州市	仙台市	奥州市	27市
金額	12,297,600	7,733,760	9,598,848	11,836,800	5,673,600	8,602,776	19,584,000	7,531,545	18,604,800	7,531,545	11,280,201
人口	233,070	31,908	-	174,134	287,800	-	1,053,717	119,502	1,053,717	119,502	-

県内10市の市長・副市長の退職手当に関する調【市長】

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	退職手当額							財政力指数		
				条例支給額	順位	減額率	減額後支給額	現支給額	順位	支給割合 (月換算)		支給額/人口	順位
1	青森県	八戸市	233,070	28,329,600	1	-10.04	25,484,160	25,484,160	1	0.5200	109.34	9	0.65
2	青森県	青森市	287,800	24,960,000	3	-50.00	12,480,000	12,480,000	10	0.5200	43.36	10	0.54
3	青森県	弘前市	174,134	25,833,600	2	-3.38	24,960,000	24,960,000	2	0.5200	143.34	8	0.48
4	青森県	三沢市	39,847	18,991,600	4			18,991,600	3	0.4550	474.10	3	0.48
5	青森県	十和田市	62,501	18,804,240	5			18,804,240	4	0.4550	300.86	7	0.41
6	青森県	むつ市	59,269	18,564,000	6			18,564,000	5	0.4550	313.22	6	0.38
7	青森県	黒石市	34,341	18,564,000	6	-30.00	12,994,800	12,994,800	9	0.4550	378.40	4	0.34
8	青森県	五所川原市	56,148	18,214,560	8			18,214,560	6	0.4550	324.40	5	0.32
9	青森県	平川市	31,908	16,554,720	10			16,554,720	8	0.4550	518.83	2	0.28
10	青森県	つがる市	33,468	17,908,800	9			17,908,800	7	0.4550	535.10	1	0.23

県外他都市の市長・副市長の退職手当に関する調【市長】
(東北人口上位・類似団体)

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	退職手当額					財政力指数				
				事例支給額	順位	減額率	減額後支給	現支給額	順位	支給割	支給額/人口	順位	
1	東京都	調布市	230,865	16,560,000	21			16,560,000	21	0.3333	71.73	21	1.25
2	東京都	三鷹市	185,725	15,656,000	23			15,656,000	23	0.3167	84.30	16	1.13
3	東京都	立川市	182,092	14,574,000	25			14,574,000	25	0.2917	80.04	19	1.12
4	千葉県	市原市	278,587	16,766,400	19			16,766,400	19	0.3500	60.18	25	1.00
5	東京都	町田市	429,114	14,840,000	24			14,840,000	24	0.2917	34.58	26	0.98
6	東京都	小平市	189,955	16,800,000	17			16,800,000	17	0.3333	88.44	15	0.98
7	東京都	日野市	183,985	13,860,000	26			13,860,000	26	0.2917	75.33	20	0.96
8	宮城県	仙台市	1,053,717	37,728,000	1	-53.50	17,543,520	17,543,520	15	0.6000	16.65	27	0.89
9	東京都	西東京市	196,122	13,860,000	26			13,860,000	26	0.2917	70.67	22	0.89
10	三重県	鈴鹿市	200,151	19,044,000	13			19,044,000	12	0.3750	95.15	13	0.87
11	広島県	東広島市	185,147	17,848,000	15			17,848,000	14	0.3833	96.40	12	0.81
12	福島県	郡山市	334,702	21,512,064	10			21,512,064	9	0.4240	64.27	24	0.79
13	京都府	宇治市	188,457	16,770,000	18	0.00	16,770,000	16,770,000	18	0.3250	88.99	14	0.76
14	山形県	山形市	248,047	26,126,380	4			26,126,380	2	0.5106	105.33	10	0.74
15	福島県	福島市	282,184	23,432,716	8			23,432,716	7	0.4660	83.04	18	0.73
16	福島県	いわき市	346,119	23,522,400	7			23,522,400	6	0.4500	67.96	23	0.72
17	秋田県	秋田市	310,906	32,656,320	2	-20.00	26,125,056	26,125,056	3	0.5800	84.03	17	0.66
18	福島県	会津若松市	120,665	20,688,960	11			20,688,960	10	0.4600	171.46	3	0.61
19	北海道	帯広市	167,560	18,452,000	14			18,452,000	13	0.3825	110.12	9	0.56
20	島根県	出雲市	174,724	17,015,616	16			17,015,616	16	0.3870	97.39	11	0.52
21	宮崎県	都城市	166,152	22,560,000	9			22,560,000	8	0.5000	135.78	7	0.52
22	宮城県	大崎市	132,878	20,676,480	12			20,676,480	11	0.4400	155.60	4	0.51
23	青森県	弘前市	174,134	25,833,600	5	-3.38	24,960,000	24,960,000	4	0.5200	143.34	5	0.48
24	山形県	酒田市	105,045	27,072,000	3			27,072,000	1	0.6000	257.72	1	0.47
25	岩手県	奥州市	119,502	16,009,862	22			16,009,862	22	0.4038	133.97	8	0.42
26	山形県	鶴岡市	129,323	24,875,424	6			24,875,424	5	0.5670	192.35	2	0.42
27	岩手県	一関市	120,028	16,746,393	20			16,746,393	20	0.4038	139.52	6	0.37

県内10市の市長・副市長の退職手当に関する調【副市長】

財政力指数順

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29. 4. 1)	退職手当額										財政力指数
				条例支給額	順位	減額率	減額後支給額	現支給額	順位	支給割合 (月換算)	支給額/人口	順位		
1	青森県	八戸市	233,070	12,297,600	1	-10.05	11,061,120	11,061,120	2	0.5200	47.46	9	0.65	
2	青森県	青森市	287,800	11,347,200	3	-50.00	5,673,600	5,673,600	10	0.5200	19.71	10	0.54	
3	青森県	弘前市	174,134	12,254,400	2	-3.40	11,836,800	11,836,800	1	0.5200	67.98	8	0.48	
4	青森県	三沢市	39,847	8,967,600	4			8,967,600	3	0.4550	225.05	3	0.48	
5	青森県	十和田市	62,501	8,904,000	5			8,904,000	4	0.4550	142.46	7	0.41	
6	青森県	むつ市	59,269	8,776,800	6			8,776,800	5	0.4550	148.08	6	0.38	
7	青森県	黒石市	34,341	8,776,800	6	-30.00	6,143,760	6,143,760	9	0.4550	178.90	4	0.34	
8	青森県	五所川原市	56,148	8,662,320	8			8,662,320	6	0.4550	154.28	5	0.32	
9	青森県	平川市	31,908	7,733,760	10			7,733,760	8	0.4550	242.38	2	0.28	
10	青森県	つがる市	33,468	8,268,000	9			8,268,000	7	0.4550	247.04	1	0.23	

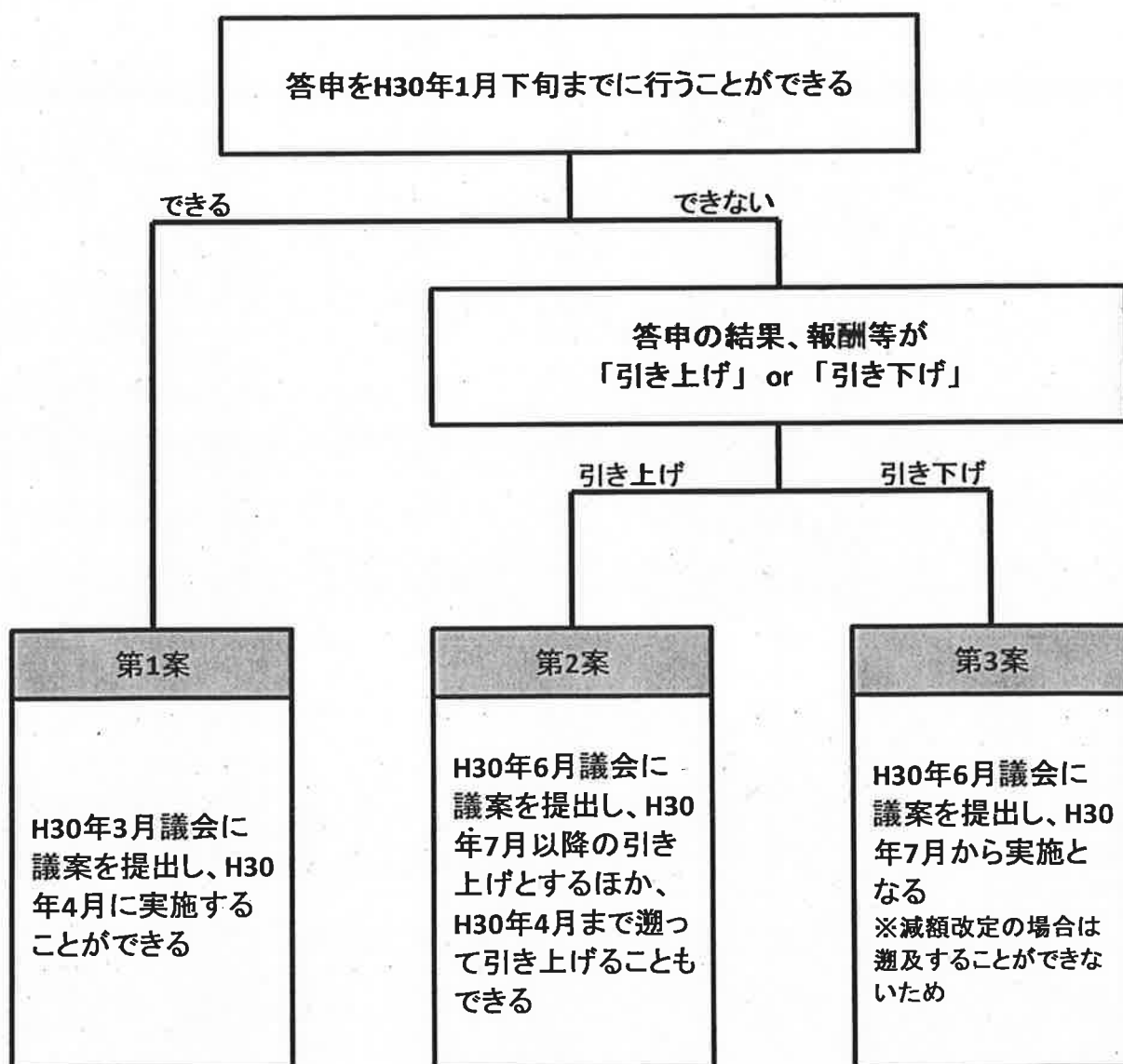
県外他都市の市長・副市長の退職手当に関する調【副市長】
(東北人口上位・類似団体)

No.	都道府県名	市町村名	人口 (H29.4.1)	退職手当額				財政力指数					
				条例支給額	順位	減額率	減額後支給	現支給額	順位	支給割	支給額/人口	順位	
1	東京都	調布市	230,865	10,740,000	16			10,740,000	16	0.3333	46.52	20	1.25
2	東京都	三鷹市	185,725	10,440,000	18			10,440,000	18	0.3167	56.21	12	1.13
3	東京都	立川市	182,092	10,812,000	13			10,812,000	13	0.2917	59.38	10	1.12
4	千葉県	市原市	278,587	9,852,000	22			9,852,000	22	0.3500	35.36	25	1.00
5	東京都	町田市	429,114	10,800,000	14			10,800,000	14	0.2917	25.17	26	0.98
6	東京都	小平市	189,955	10,800,000	14			10,800,000	14	0.3333	56.86	11	0.98
7	東京都	日野市	183,985	10,140,000	20			10,140,000	20	0.2917	55.11	14	0.96
8	宮城県	仙台市	1,053,717	19,584,000	1	-5.00	18,604,800	18,604,800	1	0.6000	17.66	27	0.89
9	東京都	西東京市	196,122	10,524,000	17			10,524,000	17	0.2917	53.66	15	0.89
10	三重県	鈴鹿市	200,151	10,281,600	19			10,281,600	19	0.3750	51.37	18	0.87
11	広島県	東広島市	185,147	8,580,000	25			8,580,000	25	0.3833	46.34	21	0.81
12	福島県	郡山市	334,702	13,000,320	5			13,000,320	5	0.4240	38.84	24	0.79
13	京都府	宇治市	188,457	10,024,000	21	0.00	10,024,000	10,024,000	21	0.3250	53.19	16	0.76
14	山形県	山形市	248,047	13,773,945	4			13,773,945	4	0.5106	55.53	13	0.74
15	福島県	福島市	282,184	12,341,419	7			12,341,419	7	0.4660	43.74	22	0.73
16	福島県	いわき市	346,119	14,968,800	3			14,968,800	2	0.4500	43.25	23	0.72
17	秋田県	秋田市	310,906	16,397,760	2	-10.00	14,757,984	14,757,984	3	0.5800	47.47	19	0.66
18	福島県	会津若松市	120,665	10,828,800	12			10,828,800	12	0.4600	89.74	2	0.61
19	北海道	帯広市	167,560	12,319,000	8			12,319,000	8	0.3825	73.52	5	0.56
20	島根県	出雲市	174,724	9,132,288	24			9,132,288	24	0.3870	52.27	17	0.52
21	宮城県	都城市	166,152	10,872,000	11			10,872,000	11	0.5000	65.43	7	0.52
22	宮城県	大崎市	132,878	9,796,800	23			9,796,800	23	0.4400	73.73	4	0.51
23	青森県	弘前市	174,134	12,254,400	9	-3.40	11,836,800	11,836,800	9	0.5200	67.98	6	0.48
24	山形県	酒田市	105,045	12,600,000	6			12,600,000	6	0.6000	119.95	1	0.47
25	岩手県	奥州市	119,502	7,531,545	27			7,531,545	27	0.4038	63.02	9	0.42
26	山形県	鶴岡市	129,323	11,407,584	10			11,407,584	10	0.5670	88.21	3	0.42
27	岩手県	一関市	120,028	7,799,731	26			7,799,731	26	0.4038	64.98	8	0.37

改定の実施時期について

案	実施時期	議会提出	説明
第1案	H30.4.1	H30年3月議会	・引き上げ、引き下げをする場合ともに、議会への議案提出の関係で、H30年1月下旬までの答申が必要となる
第2案	H30.4.1以降	H30年6月議会	・H30年7月以降の引き上げとするほか、H30年4月まで遡って引き上げることもできる
第3案	H30.7.1	H30年6月議会	・答申が引き下げの場合、遡って実施することができないためH30年7月から実施となる

※答申の時期、内容(報酬等の引き上げ・引き下げ)によって議会へ議案を提出できるタイミングが異なる。



弘前市特別職の職員の給料等に関する条例

平成18年2月27日
弘前市条例第38号

（趣旨）

第1条 次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給料その他の給与については、この条例の定めるところによる。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 常勤の監査委員

（給与の種類）

第2条 特別職の職員の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか給料、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当とする。

（給料月額）

第3条 特別職の職員の給料月額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 1,035,000円
- (2) 副市長 851,000円
- (3) 教育長 738,000円
- (4) 常勤の監査委員 550,000円

（支給方法）

第4条 特別職の職員の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給については、弘前市職員給与条例（平成18年弘前市条例第41号。以下この条において「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給与の規定を準用する。この場合において、給与条例第39条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の145」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の160」と、同条第4項中「基本給月額（育児短時間勤務職員等にあつては、基本給月額を育児短時間勤務割合で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」とする。

第5条 新たに特別職の職員となった者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し又は罷免された市の職員が即日特別職の職員になったときは、その日の翌日から給与を支給する。

第6条 特別職の職員が退職又は罷免により特別職の職員でなくなったときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡により退職したときは、その月まで給料を支給する。

第7条 前2条の規定により給与を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額はその月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第8条 給料は、毎月一般職の職員の給料支給日に支給する。ただし、第6条の場合においてはその際支給する。

第9条 給料の支給方法等については、一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

<中略>

(平成28年度及び平成29年度の特別職の職員の給料月額の特例)

- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「1,035,000円」とあるのは「1,000,000円」と、「851,000円」とあるのは「822,000円」と、「738,000円」とあるのは「713,000円」と、「550,000円」とあるのは「532,000円」とする。

<中略>

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

<以下略>

（趣旨）

第1条 この条例は、議会の議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに次に掲げる職に対する報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法に関して必要な事項を定めるものとする。

- （1） 教育委員会の委員
- （2） 選挙管理委員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第189条第3項の規定により出務した補充員を含む。）
- （3） 非常勤の監査委員
- （4） 固定資産評価審査委員会の委員
- （5） 農業委員会の委員
- （6）～（74） <略>

（議員報酬の額）

第2条 議会の議員に対する議員報酬の額は、別表第1による。

（委員等の報酬の額）

第2条の2 <略>

（費用弁償）

第3条 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者がその職務のために旅行（次項から第4項までに規定する場合を除く。）したときは、弘前市職員等の旅費に関する条例（平成18年弘前市条例第46号。以下「旅費条例」という。）に準じ、内国旅行については別表第3により、外国旅行については旅費条例第17条及び第25条の規定を準用してその費用を弁償する。

- 2 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者（同条第63号から第66号までに掲げる職にある者を除く。第4項において同じ。）が招集に応じた場合で、旅行の行程が100キロメートル以上のとき及び旅行の行程が50キロメートル以上100キロメートル未満でその者の属する機関の長がその職務に従事した時間の都合上宿泊を要すると認めるときは、1日につき別表第3に定める日当の定額を費用弁償として支給する。
- 3 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額の日当を費用弁償として支給する。
 - （1） 議会の議員が、議会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は弘前市議会会議規則（平成18年弘前市議会規則第1号）第166条第1項及び第2項の規定により設けられた協議又は調整を行うための場のため招集に応じたとき 1日につき1,500円
 - （2） 第1条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる職にある者が、前号に定める会議又は委員会のため招集に応じたとき 1日につき1,400円
 - （3） 農業委員会の委員が、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項から第3項までに規定する事項のうち、調査及び調停のため招集に応じたとき 1日につき1,100円
- 4 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者が招集に応じた場合は、旅行の行程が4キロメートル以上の場合に限り鉄道賃又は車賃の実費額を、その者の属する機関の長がその職務に従事した時間の都合上、宿泊を要すると認めるときは別表第3に定める宿泊料の額の範囲内の宿泊料の実費額を、及び旅行の行程が50キロメートル以上100キロメートル未満で公共交通機関を利用したとき（その者の属する機関の長がその職務に従事した時間の都合上宿泊を要すると認めるとき及び前項に該当するときは除く。）は同表に定める近隣旅行雑費の定額を、費用弁償として支給する。
- 5 前各項に規定する費用弁償の支給に関して必要な事項は、市長が定める。

(議会の議員の期末手当)

第4条 議会の議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者で議会の議長が定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

(議員報酬等の支給方法)

第5条 年額で定めている委員等の報酬の支給については4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの4回に分け、それぞれの終わりの月の一般職の職員の給与の支給定日に支給し、年の中途で就職又は退職した場合は月割計算による。

- 2 月額で定めている議員報酬及び委員等の報酬(以下「議員報酬等」という。)の支給については、一般職の職員の給与の支給定日に支給し、月の中途で就職又は退職した場合は、日割計算による。ただし、死亡により退職した場合は、その月まで支給する。
- 3 日額で定めている委員等の報酬の支給については、出務の日数に応じその都度支給する。
- 4 議員報酬等の支給については、改選又は解任により再選又は再任された場合、その月の議員報酬等は重複して支給しない。
- 5 月額で定めている議員報酬等及び議会の議員の期末手当の支給方法等については、一般職の職員の例による。
- 6 農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員並びに農地利用最適化推進委員の能率給の支給方法等については、農業委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

<中略>

別表第1 (第2条関係)

区分		議員報酬の額	
議会の議員	議長	月額	578,000円
	副議長	月額	518,000円
	議員	月額	490,000円

別表第2 (第2条の2第1項関係) <略>

別表第3（第3条第1項、第2項、第4項関係）

区分	鉄道賃	船賃	車賃	日当の定額	宿泊料		食卓料	近隣旅行雑費
					甲地方	乙地方		
議会の議員	旅費条例の適用を受ける特別職の職員の例による。	旅費条例の適用を受ける特別職の職員の例による。	旅費条例の適用を受ける特別職の職員の例による。	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	750円
教育委員会の委員	旅費条例の適用を受ける特別職の職員の例による。	旅費条例の適用を受ける特別職の職員の例による。	旅費条例の適用を受ける特別職の職員の例による。	2,800円	13,900円	12,500円	2,800円	700円
選挙管理委員								
非常勤の監査委員								
固定資産評価審査委員会の委員								
農業委員会の委員								
農地利用最適化推進委員								
<以下略>								

（趣旨）

第1条 この条例は、弘前市特別職の職員の退職手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この条例は、次に掲げる職員（他の地方公共団体の一般職の職員から引き続いて就任した者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

- （1） 市長
- （2） 副市長
- （3） 教育長
- （4） 常勤の監査委員

（退職手当の額）

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- （1） 市長 100分の52
- （2） 副市長 100分の30
- （3） 教育長 100分の23
- （4） 常勤の監査委員 100分の18

（在職月数の計算）

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、職員として一任期内において在職した期間（以下「在職期間」という。）による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、当該月数が48か月を超えるときは、48か月（教育長にあっては、当該月数が36か月を超えるときは、36か月）とする。

（遺族の範囲等）

第5条 第2条に規定する遺族の範囲等及び退職手当の支給制限等の取扱いについては、弘前市職員退職手当条例（平成18年弘前市条例第49号）第2条の2、第18条、第19条、第20条第1項、第2項（第2号を除く。）、第4項、第5項、第7項及び第10項、第21条第1項（第2号及び第3号を除く。）、第5項及び第6項、第22条第1項（第2号及び第3号を除く。）及び第4項から第6項まで、第24条第4項及び第6項から第8項まで並びに第25条の規定を準用する。この場合において、同条例第18条第2号本文中「懲戒免職等処分及びこの条から第25条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関」とあるのは「市長」と、同条例第19条第1項中「次の各号のいずれか」とあるのは「禁錮（こ）以上の刑に処せられ失職をした者」と、同条例第20条第5項第2号中「場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該訴訟を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合」とあるのは「場合」と、同項第3号中「、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分」とあるのは「当該支払差止処分」と、同条例第21条第1項中「事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡」とあるのは「事情」と読み替えるものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

<以下略>